

平成29年6月9日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番	朝 日 将 貴	2 番	江 崎 貴 大
3 番	加 藤 克 之	4 番	高 橋 八重典
5 番	永 井 利 明	6 番	鈴 木 みどり
7 番	那 須 英 二	8 番	三 宮 十五郎
9 番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

12番	堀 岡 敏 喜	13番	炭 竈 ふく代
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	奥 山 巧	総 務 部 長	山 口 精 宏
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	橋 村 正 則
教 育 部 長	八 木 春 美	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	立 松 則 明
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	渡 辺 秀 樹	総 務 部 次 長 兼 収 納 課 長	鈴 木 浩 二
民 生 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	花 井 明 弘	民 生 部 次 長 兼 介 護 高 齢 課 長	半 田 安 利
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	安 井 耕 史	開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	大 野 勝 貴
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 守 修	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	水 谷 みどり
監 査 委 員 長 事 務 局 長	羽 飼 和 彦	庁 舎 建 設 準 備 室 長	伊 藤 重 行
秘 書 企 画 課 長	佐 藤 雅 人	危 機 管 理 課 長	伊 藤 淳 人
税 務 課 長	佐 藤 智 雄	市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久
保 険 年 金 課 長	佐 藤 栄 一	環 境 課 長 兼 十 四 山 支 所 長	柴 田 寿 文

福 祉 課 長	山 下 正 己	児 童 課 長	大 木 弘 己
総 合 福 祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	村 瀬 修	商工観光課長	大河内 博
土 木 課 長	伊 藤 仁 史	下 水 道 課 長	小笠原 己喜雄
生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	安 井 文 雄	図 書 館 長	山 田 淳

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	石 田 裕 幸	書 記	土 方 康 寛
--------	---------	-----	---------

6. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、堀岡敏喜議員と炭竈ふく代議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 一般質問

○議長（武田正樹君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

最初に質問される江崎議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付しましたのでよろしくお願いします。

まず江崎貴大議員、お願いします。

○2番（江崎貴大君） 2番 江崎貴大でございます。

通告に従いまして、本日トップバッター元気よく質問していきたいと思います。

それでは、今回は本市の福祉計画について質問をいたします。

市長の施政方針の中の高齢者支援の取り組み、障がい者支援の充実という項目でも触れられましたが、平成30年度から新たに3年間の福祉計画の策定を各自治体で行わなければならなくなっております。障がい福祉分野、高齢者福祉分野とありますので、それぞれについて質問いたします。

まず、弥富市第5期障がい福祉計画策定に関してです。平成29年3月31日に厚生労働省から出された指針を踏まえて質問いたします。

平成27年度から平成29年度までの3カ年で、「ともに認め、支え合うまち、その人らしく生きるを支援する・弥富」を計画の基本理念に掲げた弥富市第4期障がい福祉計画が現在進行形で実施されております。対象者へのアンケートや関係者へのヒアリングをもとに本市の障がい福祉施策の基本的な考え方や方向性、障がい福祉サービスのあるべき姿と見込み量、達成のための方策について定められています。また、近年の障がい者施策の特徴としてノーマライゼーションが上げられます。障がい者が家族とともに地域社会の中で障がいのあるなしにかかわらず、ともに生きる社会を目指しています。施設から地域へ、福祉施設から一般就労へなどの移行を目指しています。

この計画においてもそのような目指すべき数値目標を立てておられますが、その数値目標

の設定根拠はどのようになっておられたでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山下福祉課長。

○福祉課長（山下正巳君） おはようございます。

それでは、議員の御質問にお答えさせていただきます。

障がい福祉計画につきましては、障害者総合支援法において都道府県、市町村は厚生労働大臣の定める基本方針に即して障がい福祉計画を定めるものとされております。数値目標の設定根拠といたしましては、この基本方針に示される数値目標等の考え方、障害者総合支援法の趣旨、平成24年に策定された第3期弥富市障がい福祉計画を踏まえ設定をいたしました。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） では、その数値目標の達成状況はどのようになっておられるでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山下福祉課長。

○福祉課長（山下正巳君） 数値目標の達成状況についてでございますが、第4期障がい福祉計画の現在の達成状況につきまして、平成27年度の実績分でお答えをいたします。

障がい福祉サービスにおきましては、訪問系サービスにつきまして5項目中1項目が達成しております。日中活動系サービスでは9項目中5項目が、居住系サービスでは2項目中1項目が、相談系サービスにつきましては3項目中1項目が達成をしております。

地域生活支援事業につきましては、必須事業が21事業中17事業を実施しておりまして、そのうち9事業で見込み量を達成しております。任意事業につきましては、4事業中3事業で見込み量を達成しております。

障がい児通所支援につきましては、4事業中1事業で見込み量を達成しております。

障がい児相談支援につきましては、目標が3名でございますが、実績は2名となっております。

また、第4期障がい福祉計画につきましては、本年度が3カ年計画の最終年となっており、現在設定いたしました目標に向け事業を行っているところでございます。また、この計画につきましては、海部南部障害者自立支援協議会によるPDCAサイクルの実施により各年ごとの実績の把握、分析、評価を行っております。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） まだ途中経過ということなんですけれども、達成できてないものも見受けられるように感じます。国からの基本方針に合わせて目標設定を行っている、達成するのが困難な現実があるかと思えます。国からの基本方針はあくまでも指針としての目標値を示しているものであり、それぞれの数字は各自治体において作成することを念頭に置いて

いると厚生労働省の方から伺いました。

この地域がどのような状況に置かれているのかを認識することがこの計画策定の一つの目的でもあり、それにかかわる関係者が策定委員会で議論するテーマにもなると思います。本市の現状を認識した上での数値目標を立てるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山下福祉課長。

○福祉課長（山下正巳君） 本市の現状を認識した上での数値目標を立てるべきではないかとの御質問でございます。

議員の言われるとおり、今回の計画策定に当たりましては弥富市の現状を把握することが必要であると考えております。計画策定の工程において、障がい福祉に関する基礎データの整理、分析、関係者へのアンケートやヒアリング、第4期障がい福祉計画の達成状況などを検証し、国等の上位計画との整合性も考慮し、目標を立ててまいりたいと思っております。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 策定委員会の中での活発な議論がなされることを期待しております。

続いて、児童に関する質問に移ります。

児童発達支援の利用者数が27年度見込みで月31名利用見込み、29年度見込みでも39名見込みであったのに対して、27年度実績では44名利用と大変多くなっております。また、のびのび園の利用者も増加していると伺いました。障がいのある子供に対する支援は今後ますます増加していくと考えられます。

また、前回の計画策定時のアンケートによると、知的障がい者81名中41名、半数の方が教育関連分野で差別や嫌な思いをしたと回答しております。その上で今回の福祉計画策定において、障がい児支援の提供体制の整備等という新たな項目も設定されておりますし、第5期障がい福祉計画にあわせて第1期障がい児福祉計画の策定が求められております。

前回の策定委員会においては、障がい児にかかわる委員はごく少数でありましたが、今回は障がい児にかかわる委員をもっとふやす必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山下福祉課長。

○福祉課長（山下正巳君） 第1期障がい者福祉計画の策定が求められ、障がい児に関する委員の増員が必要ではないかという御質問でございます。

第1期障がい児福祉計画につきましては、障害者総合支援法、児童福祉法が改正されたことに伴い、市町村において障がい児通所支援等についての計画を策定することとされました。今回、第5期障がい福祉計画策定委員につきましては、前回の策定委員をベースに考えておりますが、障がい児福祉計画の策定をするに当たり、障がい児支援等に関係してみえる委員

の増員も検討してまいります。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） よろしく申し上げます。

また、今回の福祉計画策定の指針で新たに医療的ケア児支援の協議の場の設置を求める項目ができました。医療技術の進歩を背景として、新生児集中治療室等に長期間入院した後、引き続き人口呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児が増加しているという背景から、医療的ケア児が地域において必要な支援を受けることができるよう地方公共団体は保健、医療、福祉、その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備について必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。また、昨年改正児童福祉法においても、医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健、医療、福祉等の連携促進に努めることと規定されました。今までは保護者の方がいろいろな方面に出向いて個々に相談したり、調整したりしていて、保護者の負担が大きくなっていたものを、関係者が集って会する場を圏域単位でもいいので提供するようにすることだそうです。

そこで、これまでも医療的ケア児が存在してきたと思いますが、今までの対応と今後の方針をお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 山下福祉課長。

○福祉課長（山下正巳君） 医療的ケア児の今までの対応でございますが、明確に把握することができておりませんが、医療的ケア児の対応といたしましては、関係各課におきまして必要に応じて対応してきております。

また、今後の方針といたしましては基本指針に示されているように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関で連携を図り、協議の場の設置に努めてまいります。また、市単独での設置ができない場合におきましては、圏域内の設置も考えてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 今までも保護者の方から要望があれば、その都度対応してきていただいていると思いますが、これからますます親身な対応を求められていきますので、調整等大変かと思いますが、よろしくお願いいたします。

次に、障がい福祉サービスを利用するに当たっては、原則として相談支援事業者が作成するサービス利用計画案の提出が必要です。障がい児に関しては障がい児支援利用計画案の提出が必要です。相談支援事業者が見つからなかったり、御家族の希望等で本人、家族、または支援者が相談支援事業者を通じずに自身で計画を立てるものをセルフプランといいますが、障がい児のセルフプラン率は同規模の他市町と比較して高い状況になっております。

海部南部3市町村のサービス等利用計画の作成状況という資料を配付させていただきました。障がい児支援利用計画という表を見ていただきたいのですが、弥富市のセルフプラン率は82.1%となっております。お隣の蟹江町も82.2%と、同じような数値であるわけですが、下のほうの同規模市町村のサービス等利用計画の作成状況の障がい児支援利用計画の表をごらんください。

人口規模が同程度の市町ですが、セルフプラン率は東浦町で37.2%、岩倉市でも37.2%、高浜市ではセルフプラン、ゼロとなっております。愛知県全体でもセルフプラン率は37.2%となっております。これらと比較しても本市のセルフプラン率はとても高い水準となることがわかります。一方で、3つ目の表にあるように障がい児の福祉サービス受給者数は年々増加傾向になっております。利用計画の策定には、本来十分な知識と経験が必要であり、セルフプランであると将来を見据えた適切な計画が立てづらい、客観性に乏しい、また支援者会議の調整をみずから行わなければならないという不便性があるという観点からも、セルフプランより相談支援事業者を通したほうが望ましいと言われておりますが、他市町に比べて本市においてセルフプラン率が高い原因をどのように分析しているのか、お聞かせください。

○議長（武田正樹君） 山下福祉課長。

○福祉課長（山下正巳君） 計画書作成につきましては、市が指定いたしました指定特定相談事業者が行うことができるとなっております。市では3事業所を指定しております。

しかしながら、各事業所におきまして利用者の急増に見合った相談員の配置ができておらず、その中でも障がい児の相談に乗れる相談員が不足をしております。さらに更新時において、従前の方々がセルフプランからの移行がスムーズに行われていないことが原因であると考えております。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 今後、この高いセルフプラン率は解消されていくものと考えられますが、それにどのように対応していきますか。

○議長（武田正樹君） 山下福祉課長。

○福祉課長（山下正巳君） セルフプラン率の解消への対応につきましては、計画を策定できる事業所の新規参入や専門的な知識を習得した相談員の育成を事業所へ依頼してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 相談員が充実するように、よろしくお願いします。

また、第4期の計画でも一番最初の重点施策として、相談機能の充実、そして相談支援体制の強化と書いてあります。相談支援の役割は大きくなっています。特に障がい児に対する

相談支援は大きくなっています。相談員の負担も大きくなっていますし、全てではありませんが、それが障がい児に対する相談支援まで手が回らない一因としても上げられています。第4期の計画においても設置を視野に入れると記述されておりますが、広域も含めて基幹相談支援センターの設置の考えはございませんか。

○議長（武田正樹君） 山下福祉課長。

○福祉課長（山下正巳君） 広域を含めた基幹センターの設置はという御質問でございます。

基幹相談支援センターは地域における相談支援の中核的な役割を担い、地域の相談支援事業所、行政、関係機関等の連携の支援を行う機関として必要とされるものであります。現在のところ海部南部障害者自立支援協議会におきまして、基幹相談支援センターの設置及び課題解決に向け、広域での設置も含め、協議、検討を行っているところであります。以上です。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

江崎議員の御質問にお答えするわけでございますけれども、障がい者福祉計画を第5期ということで、平成30年から向こう3年間の計画を立てていかなければなりません。今、担当部署におきましてはアウトソーシングも含めまして、今までやってきたことのさらに障がい者に対してどういうことが市としてできるかということについて検討を加えておる状況でございます。後ほど介護のお話なんかもいただくわけでございますが、現在、介護の認定をされている方が弥富市には1,800名ぐらいお見えになります。また、障がい者の数も非常に多くなってまいりまして、約1,700名ぐらいの方が身体障がい、そして最近では精神の障がいをお持ちの方、あるいは知的な障がいをお持ちの方が非常に多くなっているのも事実でございます。

介護のほうにおきましては、よく言われるように老老介護というようなことが今叫ばれておるわけでございます。お年寄りをお年寄りがみるというような状況でございまして、実は障がい者の方もそういう傾向が出てきているというようなことでございます。

センターの必要性ということもあるわけでございますけれども、そういった形に対して、私たちはこの第5期の障がい者福祉計画に、いわゆる介護施設と同じような形でのグループホームというものを考えていかなきゃならない。いわゆる保護者の皆様方に対するさまざまな負担を軽減していくというようなことについて考えていかなきゃならん。障がい者の方が大変お年を召してきているということも、一方では事実であろうというふうに思っております。そんなような形の中で、施設のほうでお願いをしていく、あるいは民間の方にお話をさせていただくというような形で、障がいをお持ちの方のグループホームということを第5期の障がい者福祉計画の中にしっかりと織り込んでいきたいということ、あえてきょう私のほうから言わせていただきたいというふうに思っておりまして、ちょっと質問の内容とは異

なっておりますけれども、次の段階の御質問に入られると思いますので、そういった形の中でお話をさせていただきました。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 基幹相談支援センターについては、海部南部障害者自立支援協議会のほうでも協議していただき、イメージを共有して設置に向けて進むことを期待しておりますし、グループホームにつきましても先日勉強会というか、研修会みたいなものもあったと聞いております。徐々に進んでいるのかなと思っておりますので、何か進捗状況があったらまた教えてほしいなと思います。今、何かあればお答えいただいてもいいんですけども、また後日お知らせください。障がい者については以上で質問を終わらせていただきます。

続いて、弥富市第7期介護保険事業計画、高齢者福祉計画に関してでございます。

こちらの計画は、将来へ持続可能な介護保険制度としていくための今後の社会保障費がどうなっていくかという側面があると思います。また、こちらは厚生労働省からの指針はまともまっておらず、まだ出ていないようですので、今出ていることを受けて質問させていただきます。

介護サービスを受けるにおいて、要介護認定が必要となります。また、要介護度はサービス料に大きくかかわってくるものです。高齢者の方に長く元気でいられる状態を続けていただきたい。また、社会保障費の抑制という観点からも、要介護度、要介護認定率の目標を立てていかないでしょうか。また、本人の健康維持に対する努力、市の健康講座等の努力もございしますが、事業所によって努力しているところもあります。事業所ごとの要介護度の維持、改善を評価するシステムは考えないでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） おはようございます。

本市における要介護認定率につきましては、平成28年3月末時点で15.3%でありましたが、総合事業開始により平成29年3月末時点では14.5%まで減少をいたしました。介護認定申請をされる方をスクリーニングし、総合事業で対応できる状態であれば介護認定、介護保険サービスではなく総合事業で対応をしております。第7期計画では自立した日常生活の支援、要介護状態などの予防、軽減、悪化防止、介護給付などの適正化への取り組みと目標の記載が義務づけられることになりました。夏以降に国の基本指針の詳細が提示される予定でありまして、仮に認定率が国の提示する目標指標となれば、全国の市町村全てが認定率の目標を設定することになります。

次に、事業所ごとの要介護度の維持改善を評価するシステムにつきましては、介護サービス利用者も介護事業所も市町村をまたがって利用している現状では混乱を招くおそれがありますので、市が独自に評価し報酬を給付するシステムは今のところは考えておりません。既

に介護報酬に規定されている維持改善を評価する加算や自立支援への取り組みを評価する加算を算定している事業所もございますが、ただし、いずれも一部の事業所に限られておりますので、今後関連事業所には啓発をしてまいりたいと思っております。

すぐれた取り組みをしている事業所への表彰や実績ランキングの上位を公表するなどの榮譽、啓発に関する部分については今後研究をしてまいります。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 運営に苦勞されている事業所とかもございまして、そういう方たちがモチベーションが上がるような施策をしていただけるとありがたいなと思います。

続いて、よく言われているとおり要介護状態の維持、改善を図ることが今後は必要なこととなっていきます。地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律によって、要介護状態の維持、改善に対して国から自治体に財政的インセンティブの付与が制度化されることになります。これを有効に活用する考えはございませんか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 国では市町村を評価する指標として、要介護状態の維持、改善の度合いや1人当たり介護給付費の水準など、協議されているようでございます。無論、制度化されれば有効に活用したいと思いますが、まだ詳細は通知されておりませんので、確認でき次第検討してまいります。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 今までにないような制度だと思いますので、こちらを有効に活用できるよう確認とれ次第、また一緒に考えていっていただきたいなと思います。

続いて、今回の計画策定から今まで5年間の計画であった医療計画が平成30年度から6年間の計画期間と変更になる初年度でございます。今まで介護と医療が3年と5年ということで、15年ごとにしか整合性がとれなかったものが、6年ごとに同時期に見直すことができるよう変更されたわけでございます。よって、今回の福祉計画の重要なポイントの一つともなりますが、より医療と介護の連携、整合性が重要になっていきます。どのように医療機関と連携を、医療計画の面では県と連携をとっていこうと考えているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に構築が進められている地域包括ケアシステムにつきましては、暮らしに密着した医療制度、介護制度をどう活用していくかがポイントでありまして、医療、介護の連携の必要性はこれまで以上に高まってきております。

医療法等の改正によりまして、医療計画の計画期間が議員のおっしゃったとおり5年から6年となり、より介護保険事業計画との整合性を確保することが必要となりました。現在、

愛知県におきましても地域保健医療計画と介護保険事業計画の見直し及び整合性確保に向けて協議中でございますので、県からの情報収集に努め、本市の事業計画に盛り込みたいと思っております。

なお、平成27年度から在宅医療介護連携推進事業が介護保険法の地域支援事業に位置づけられ、市町村が主体となり、医師会等と連携をしつつ、実現可能な市町村は平成27年4月から取り組み、平成30年4月には全ての市町村で実施することとされました。本市におきましては、事業体制のあり方について現在協議中ではございますが、医療資源、介護資源の効果的、効率的な活用という観点から、医師会と連携し、広域で取り組みたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） ますますの医療と介護の連携をよろしくお願いします。

一方で、介護人材の確保が重大な課題となっております。現に市内の高齢者施設、介護施設においても人材の確保に頭を抱えている事業所さんを見かけます。地元でもどうやって人材を確保していくかを考えていかなければなりません。介護職員として復職した場合の奨励金や介護職を目指す学生に対する就学資金などの支援制度があります。現在でもさまざまな機会に事業所にお知らせしていると思いますので、今後もこのような支援制度を活用していただき、介護人材確保への御尽力を要望とさせていただきます。

この2つの福祉計画に向けて、これから本格的に進んでいくかと思いますが、3年間の方向性を立てていくということですので、活発な協議の場としていただくことをお願いいたします。まして私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 次に質問される高橋議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付しましたのでよろしくお願いいたします。

次に高橋八重典議員、お願いします。

○4番（高橋八重典君） 4番 高橋八重典でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

今回、私は1点、防災教育を今にを題として質問させていただきます。

昨今、震災等の節目にはマスコミ等も取り上げ、いろいろな式典等が各地で行われております。実際、幸いにも震災当事者でない私たちは災害の教訓が日々薄れつつあると最近感じます。6年前の東日本大震災の際、私は区長をさせていただいておりました。3月11日に震災が発生し、4月1日より区長として学区等のコミュニティにかかわってまいりました。市民の方々から早い復興を願う意見と同時に、今までのような防災訓練ではだめではないかとお叱りの声を至るところでいただきました。そのとき平成23年は非常に個人一人一人の防災意識が高く、私の地元でもまだ未結成だった自主防災会の組織まで時間を要することなく、住民一致のもと立ち上がりました。今はどうでしょう。訓練参加者は年々減少し、1軒に1人

でよいとか、今度参加するとか、全く興味がないなど、防災意識に差が大きく出ております。被災直後から行政が何とかしてくれると思っている方々がまだまだ多くいられることは現状でございます。

自助・共助・公助の三助のうち、よく取り上げられますのは公助が多く取り上げられるように見受けられます。特に避難所が少ない、ないなど、非常食の備蓄はどうなっているか、堤防、護岸整備などハード面をよく言われております。当市も公助については服部市長のリーダーシップのもと、計画を持って毎年整備されてきております。

今進められている新庁舎建設も最も重要な公助の代表の一つではないかと私は考えております。今、南海トラフ地震の確率が今後30年70%とも言われております。天気予報の降水確率ではございませんが、70%であれば間違いなく雨の確率でございます。その今を生きる私たちは無事に一日が過ぎれば、地震の起きる確率は間違いなく日々向上しております。日々の生活の中で一番重要なのは自助、自分の命は自分で守るという簡単で明確なことであると思います。個人が集まり家族となり、隣近所が集まり自治となり、それが共助となります。そこで一番重要な自助を市民一人一人が自覚し、学んでいくためのシステムが防災教育であると思いますので、防災教育について伺います。

それでは、防災教育の現状を各所管ごとに伺います。

まず最初に、市内保育所、小・中学校の現状を伺います。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 高橋議員に御答弁申し上げます。

初めに、保育所におきましては保育所ごとに年間計画の中でNPO法人の防災コーディネーターの協力を得て、地震、津波、火災などさまざまな状況下での想定で救命胴衣を着用するなど、避難行動訓練を毎月2回行っております。保育園児には紙芝居や絵本、DVDを使って災害の恐ろしさや災害時に必要な行動を伝えております。また、保育所職員は図上訓練など、さまざまな状況下を想定した訓練や研修を行っております。

次に、小・中学校では特別活動として、地震、津波、火災などさまざまな状況下での想定で実践的な避難訓練を各学期2回程度実施しております。とりわけ大藤小学校の地震、津波訓練では、全児童が救命胴衣を着て、大藤保育所、大藤児童館、はばたき幼稚園と合同で弥富中学校へ避難する訓練を実施しております。そのほかに小学校では、消防署と連携して地震体験車を使った地震の揺れの体験や保護者への引き渡し訓練を実施しております。また、防災学習で一人一人が知っている情報を出し合い、地域の実情を確認し合いながら、災害時の重要な情報源として防災マップを作成しております。

平成27年度には、文部科学省からの委託事業で、十四山中学校をモデル地区として中学生を中心に災害ボランティアの疑似体験として、避難所が開設された場合を想定して、中学生

として協力できる内容について実践的に学び、防災意識の向上を狙いとした訓練を行いました。さらに十四山地区では、保育所と中学校の連携、西部小学校と海翔高校との避難訓練で連携を図っております。

今年度は白鳥小学校区において、11月18日土曜日でございますが、白鳥小学校の児童、保護者、地域住民の緊急時避難行動訓練を実施してまいります。小・中学校で学んでいることを児童・生徒自身が家庭や地域に知らせることや、市内防災施設、南部地区防災センター、十四山中学校、十四山保育所の屋外避難階段、小・中学校の屋上避難場所などの存在と役割、意義を伝えることで、防災意識を高める教育に取り組んでおります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 次に、高齢者に対する現状を伺います。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

高齢者につきましては、福寿会を中心に要望に沿ったテーマで年間3回から4回出前講座を行っております。災害が発生した場合における被害状況は、家屋の倒壊、液状化、津波による浸水などが考えられます。災害への備えでは、家屋の耐震化や家具の固定、ふだん身につけているもの、眼鏡、入れ歯や常備薬、備蓄品の準備といった防災意識の高揚と備えなどの講話を行って、災害に備えてもらうように啓発、自助を考えてもらうことを行っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 最後に、生産年齢世代に対する現状を伺います。

○議長（武田正樹君） 危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 生産年齢世代に対する現状でございますが、自主防災会、自治会単位や民間事業所で出前講座を年間約20回行っております。

講話内容は先ほどと同じでございますが、例えば公共交通機関が運行を停止している状況下においては帰宅困難者となります。従業員の安全の確保を図るため、施設内に待機してもらうなどニーズに合わせた講話をして、災害時にはどのような行動をとるとよいかを考えてもらっています。

また、消防団については指導的な役割を担うことを目的に、指導者講習や消防署と連携した実践訓練を行っております。昨年行われた愛知県・弥富市津波・地震防災訓練では、全国的にも消防団が行うことが珍しい実践的なヘリの誘導訓練を愛知県航空防災航空隊、海部南部消防署の協力のもと実施いたしました。今後とも防災教育の自助・共助・公助の役割などについて、普及啓発に努めてまいります。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） ただいま各所管ごとに現状報告を答弁いただきました。

では、3月議会の市側の答弁の中にございました自主防災会に一步踏み込んだ対策について、平成29年度の対策を伺いますが、その中に防災教育のプランがあれば一緒にお聞かせ願います。

○議長（武田正樹君） 危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

まず、自主防災会組織の現状でございますが、今年度に入り3団体が結成いたしましたので、現在、全体の87%に達しました。一步を踏み込んだ対策でございますが、自主防災会を全ての地区に結成していただくことは大変重要ではありますが、防災会設立にこだわるのではなく、例えば各学区のコミュニティ単位での避難所開設、運営訓練など課題を持って行っていただくなど、地域の連携を意識した防災訓練を実施していただき、実情に応じた組織づくりの推進をしていきたいと考えております。そうした組織の中で、あわせてボランティアコーディネーターの育成にも力を入れてまいります。

今年度の防災教育としましては、6月11日日曜日10時から、あさってでございますが、十四山スポーツセンターにおいて自主防災会全体会を行います。東日本大震災において被災された宮城県名取市閑上地区の元自主防災会会長をお招きし、発災前、発災後の自主防災活動の実体験を講話していただき、自主防災会の運営に役立てていただきます。市議会の議員の皆様にもお時間の許す限り御参加いただければと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 防災教育は非常に課題が多いテーマであると思います。文科省も現在の防災教育における課題を報告しております。防災教育に携わる人、携わる可能性がある人を3類型としています。

1つ、防災教育の必要性等に気づいていない人や防災教育の必要性に対する意識が余り高くなく、後回しになってしまっている人。2つ、防災教育が必要だと思っているが、やり方がわからない人や防災教育を始めたがどのような教材を使うべきかわからない、おもしろい教材が見つからない、担い手、つなぎ手が見つからない人。3. いろいろな資源を集めて防災教育に生き生きと取り組んで成果を上げられている人。この3類型で分類ができるとされております。

防災教育を面的に広げるには、今述べた3番目の人たちが作り上げた成果が2番目の人たちの刺激や支援となり、1番目の人たちに防災教育を実施するための気づきを与えることが重要であると提唱しております。現在は、防災教育のすぐれた取り組みが特定の学校や地域等の点で行われているのみにとどまることが多く、市町村の防災部局や教育委員会、警察、消防、自治会等から成る面的なネットワークの構築、それにかかわる人材が不足していると

指摘しております。

今申し上げました課題をクリアし、実践している地区が当地区にはございます。先ほどの防災フォーラムでも発表があった十四山地区でございます。保育所、小学校、高等学校、地元企業、地元住民が連携し、防災・減災に取り組むことにより、点から線に、線から面につながり、広げられております。当市にはすばらしいモデル、手本となる地区があるわけですから、市内各地区で早急に広め、取り組んでいくべきであると考えますが、いかがでしょうか。市側の考えを伺います。

○議長（武田正樹君） 危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

南海トラフ巨大地震の被災予測では、河川堤防の決壊により早期に水没する危険性が危惧されております。そのために短時間に高所に避難する必要があり、十四山保育所の取り組みは命を守ることを最優先に継続的に訓練を実施してきた好事例でございます。

市としましても、このような危険に対する心を持ってもらうように防災意識を広め、推進してまいりたいと考えております。また、地区において自主防災会全体会を活用し、今後各地区で先進的に行われている事例、例えば保育所、小・中・高校と連携した訓練を紹介する発表会など、自主防災会の情報交換や交流の場を提供して役立てていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 防災教育の素材や中身については、災害時の現場の様子や教訓に加え、科学的知識、助け合う心、災害から立ち上がる力等のバランスのとれた知識を学ばせる教育、災害の仕組みやイメージ、それに対してできること、できないことを踏まえた上で、何を伝え、何を学ばせるか明確にする必要があると考えます。

きのうの答弁でも服部市長のほうから御提案がございましたアイリンプロジェクトのことも一つの例だと思いますが、市側の考えを伺います。

○議長（武田正樹君） 危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

小・中学校では各学校で作成している学校安全計画の中に位置づけられ、小学校段階における防災教育の目標として、日常生活のさまざまな場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、ほかの人の安全にも気配りできる児童、また中学校段階における防災教育の目標として、日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動できる生徒とし、発達の段階に応じた防災教育を理科や社会、保健体育など各教科や道徳、総合的な学習の時間などの中で行っております。

地区においては、自主防災会全体会や学区コミュニティ単位でのワークショップ、出前講座にて知識の共有が重要であることから、昨年度は津波避難計画策定のワークショップを学区コミュニティ単位で行い、自主防災会、自治会を中心に小・中・高校の先生、保育所の保育士、消防団とともに各地区の実情などを共有いたしました。今年度も学区コミュニティ単位での防災に関するワークショップを行い、情報や知識の共有、そして防災教育として意識の向上に努めてまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○４番（高橋八重典君） 防災教育の重要な受け手として児童・生徒を対象としていることに鑑み、小学校、中学校、高等学校等、学校種別、学年別のつながりを発達段階に応じて整理することが必要と考えます。

例えば、小学校に対しては家族や地域とともに災害に立ち向かう態度や防災に関する基礎知識を学習させ、中学生に対しては地域防災を担う必要性を学習させ、さらに高校生に対しては防災教育を学ぶことで社会の中での役割や将来の課題を自分の力で解決する方法を学習させるといった視点が必要であり、このような体系化の確立が必要です。こうしたことを踏まえ、防災教育を早急に取り組むことにより、自助の必要性、共助の大事さが育まれることにより、公助が最大限に生きてくると考えます。

防災教育を施策として取り組んでいく上で、統括する部署が必要となります。まず、現状一連の防災・減災等の施策でそれぞれの各部署間での情報共有、情報交換はなされていますか、伺います。

○議長（武田正樹君） 危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

現在は防災教育に関する情報共有、情報交換としては決まった会議など行っておりませんが、非常配備など各部署間での防災に対する情報の共有や連絡などは行っており、今後さらに部署間の連携を図ってまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○４番（高橋八重典君） ありがとうございます。

それぞれの各部署の垣根を越えた情報共有、情報交換の統括する部署を設置する考えはございますか。

○議長（武田正樹君） 危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

特別に設置するわけではなく、今後各課における防災担当の設置に向けた協議を行い、一層の連携がとれるような取り組みを考えてまいります。現状においては危機管理課で実施してまいります。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○４番（高橋八重典君） 今の御答弁でないとのことです。ぜひそれぞれの各部署の垣根だけでも下げていただき、職員同士が活発な情報交換、共有ができる環境整備をしていただき、防災教育の指導側として英知を出し合っていたいただきたいと思います。

次に、防災・減災、防災教育のあらゆる場面に欠かせないのが消防団の存在です。しかし、現在慢性的な団員不足が当市を含め全国的に深刻な問題となっております。今、お手元のほうにお配りいたしました資料を見ていただきますとわかりますが、これが当市における消防団の団員事情でございます。少し補足させていただきますが、この表は各分団が所管する地区を危機管理課よりお聞きいたしまして、区長所管の地区、世帯と人口を私が個人的に集計したものでございます。なお、消防団の全体の定員数に団長１名、副分団長３名は含まれておりませんので、あらかじめ御承知おきのほどよろしくお願い申し上げます。

本題に戻りまして、消防団全体の定員368名に対しまして14%の欠員率で、人数にして50人です。全定員368人は市内全体世帯１万7,360世帯から、仮に１世帯から１人参加していただいたとして計算すると２%にすぎません。しかし、分団によっては欠員率が高い分団がございます。なぜなのか。分析すると、地域によって分団地域世帯数、人口が少ないために欠員率が高い分団がございます。逆に世帯数、人口も多いにもかかわらず、欠員率が高い分団があるのも事実であることがこの表からも分析ができます。消防団につきましては、実際の火災発生時の消火活動、水害時の水防活動、災害時の救助活動、平常時の訓練、啓発活動、自主防災会等の訓練等で深くかかわっていただいております。しかしながら、いま一つ理解されないところが多分にあるのが現状ではないかと思います。この状況を市側はどう分析されていらっしゃるのか、伺います。

○議長（武田正樹君） 危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

災害が各地で起き、地域の防災力確保のかなめである自主防災活動や消防団活動においてはますます重要になっております。現在所属している団員ですが、平均年齢から申し上げますと、平均34歳、全国平均の40歳よりも若い方に加入をしていただいております。就業状況では、被雇用者は全体の約82%、自営業者は約12.42%、学生は約1.3%でございます。職業別では市町村職員46名に続き、農協職員が多いのが特徴でございます。勧誘されるタイミングなどにおいて、消防団活動により仕事との両立が難しいと感じている方や、地域活動に対する意識が低くなってきていると分析しております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○４番（高橋八重典君） ありがとうございます。

何か分析された上での対策や検討をされておるのか、伺います。

○議長（武田正樹君） 危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

まずは消防団活動の取り組みの継続として、春祭りなどイベントや成人式のPRを兼ねて団員の勧誘の実施、小型ポンプ操法大会、観閲式等での通常の活動の広報、地域の自主防災会の訓練指導、防災に関するワークショップへの参加、コミュニティ活動においても運動会、盆踊り、防災訓練などの参加で地域と密にしていまいります。毎年3月にはホームページ、広報1ページを使用した団員募集の記事を掲載しており、継続した募集活動を実施してまいります。団員減少には特効薬はないと考えておりますので、引き続き粘り強く魅力ある消防団活動への理解を団幹部とともに努めてまいります。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 例えば愛知県が現在取り組んでおりますあいち消防団応援の店の制度がございます。こういったものが愛知県が取り組んでおるものでございます。近隣では蟹江町が以前より町、商工会ぐるみで取り組まれています。

内容は、市町村が発行する消防団員カードと消防団員家族カードを応援する店で提示すると、愛知県内の消防団員や消防団員を支えていただいている家族に料金割引などのサービスを提供することにより、消防団を応援していく制度でございます。当市での取り組み状況と、今後の展開を伺います。

○議長（武田正樹君） 危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

あいち消防団応援の店とは、お店や事業所等に消防団応援の店として登録していただき、地域の安全・安心のために活動している愛知県内の消防団員や団員を支えている家族に料金割引などのサービスを提供することにより、消防団を応援していただく制度でございます。

消防団員には、5月の分団長会において全員分のカードを配付させていただきました。しかしながら、愛知県においてもまだ周知の途中でございまして、207店舗の登録にとどまっております。弥富市商工会員においては6月下旬、もしくは7月初旬にチラシを商工会経由で配付をさせていただき、周知、加盟のお願いをしてまいります。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） ありがとうございます。

もう一例は、昨今はもとより全国的に広がりを見せている取り組みが女性消防団の導入です。当市も本年度団員の中に女性が1名おられますが、女性消防団の結成の予定があるのか伺います。もしなければ、その理由もお聞かせ願います。

○議長（武田正樹君） 危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

女性の活躍も期待するものでありますが、現状は具体的に女性消防団の結成の予定はございません。まずは現在の消防団運営の充実を図ることを優先してまいります。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 市民の間に防災教育が浸透し、自助・共助、点から線、線から面が成熟していけば、当市の課題でもある消防団の担い手不足等の解消につながると考えます。いざというときに頼りになる我がまちの消防団でございます。市民の皆様には消防団活動に理解をいただきますようお願い申し上げます。

防災教育の取り組みは、ごみの分別の取り組みに似たところがあると思います。一昔前は今みたいなごみの分別の習慣はなく、あえて言えば可燃と不燃ぐらいでした。分別が始まった当初は面倒で、皆さんもなかなかなじまなかったと思います。特に不理解者には幾ら注意しても聞き入れられず、衛生委員の方々は大変苦勞されてきました。このような人たちも子供の当たり前世代から日々の説得努力もあり、徐々に理解していただけるようになり、現在では日本全国どこでも当たり前の日常生活の一部に溶け込んでおります。ごみの分別とは違い、防災教育は生命にもかかわることなので、一日も早い時期に日常生活の一部となり、当たり前になってほしいと思います。

最後に、服部市長に防災教育の必要性と取り組みについて総括を求めます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 高橋議員に御答弁申し上げていきたいというふうに思っております。

ことは伊勢湾台風から58年目でございます。そしてまた、東日本大震災から6年有余たっております。また、昨年は熊本地震というような形で大きな地震が相次いで起きたわけでございます。そうした形の中での教訓から、我々はさまざまな形のものを学んでいかなきゃならないというふうに思うわけでございますが、先日もおとといまで私は東京のほうで市長会がございまして、熊本の市長さんが熊本地震に対する体験というか経験ということについてお話を伺っておったわけですが、震度7の地震が2回立て続けに来たら、もうマニュアルとか、あるいは防災に対するさまざまな連携だとか、とても考えられない。とにかく天地がひっくり返ってしまうような状況で、何をしてもいいかわからないというのが現状だったと。まさにそのとおりではないかなというふうに思っております。まだまだこれから熊本城を含めまして復旧、復興が続いていくわけでございます。また、6年前の東日本大震災においてもさまざまな地域における首長さんであるとか、さまざまな防災の関係者の方からお話を伺うわけでございますけれども、やはりそのときも同じだったなというふうに思うわけでございます。

そうした形の中で、訓練は生きる、あるいは防災教育は生きるということを我々は信念として持っていかなきゃならないというふうに思っておりますけれども、今、高橋議員の御質

問のようにそれぞれのところで、例えば公の機関でありますと、保育所から小・中学校というような状況の中でやっているわけでございますけれども、繰り返し繰り返し経験していく、体験していくということが大事だろうというふうに思っております。また、私も教育創造会議の中で提案していきたいと思っておりますけれども、教育というのは耳から聞いて学ぶ、目で見て学ぶ、そして考えて行動するということが私は教育ではないかなというふうに思っております。

そうした形の中で、小・中学校の教室の中で最低限これだけのことは児童・生徒はやろうということを徹底して、目で見る、そして先生からお話を聞いて、先生と一緒に行動をするということが私は基本になるだろうというふうに思っております。それが自助という形においては、我が身がまず大事なわけでございますので、自助においてはどういうことが項目として自分にインプットしていくか。あるいは共助という形の中で地域の中でどう連携をとっていくかということに対しても、それぞれの地域の公民館の中で、最低限この地域はこれだけのことをやろうということを私は目で見、そしていろんな会合の中でお話をさせていただく。広域的な形で大災害になりますと、私どもの公助の限界性というのが大きな地震の中でよくわかったわけでございます。やはりやらなきゃならないことはたくさんあるわけでございますけれども、なかなか最初から100%の力を持ってやるということはできません。幾ら準備をしておいてもできないというふうにおいて、公助の限界性もあるなというふうに思っております。

そうした形の中で、それぞれのところで訓練をしたり、あるいは防災教育という形の中で学んだりしていくことが大きな力になって、いろんな話を聞いてそういうことを私自身は感じるわけでございます。そうした形の中で、自助・共助・公助の連携こそが、そしてそれぞれのところで勉強していただいた、防災教育をしていただいたことが真の意味での防災教育になるだろうというふうに思っておりますので、そんなことも含めてソフトの充実が大変大事だなというふうに思っております。

よく片田先生、群馬大学から、今、東京大学の大学院のほうへお進みになってやってみえるわけでございますが、先日もお話を聞いたところでございますけれども、やはりあの釜石の奇跡というのは、てんでんこということがよく言われております。それぞれのところでみずからが判断をすることによって災害を少しでも低めていく、いわゆる災害を最小にしていくなということが片田先生のてんでんこだらうというふうに思っております。そして、そのような形で行動できる、その準備というか、それまでの準備が大変だと思いますけれども、それも訓練だと思いますけれども、そういう状況になると本当の意味での防災教育だろうというふうに思っておりますので、そんなことを私たちも強く思わなければならないというふうに思っております。

先ほど所管の担当のほうから、6月11日に自主防災会の全体会議の中で講演会を行うと。名取市近辺の閑上地区の自主防災組織を立ち上げていただきました阿部会長にお越しただいて、自主防災組織という形の中での組織のあり方と、そして大震災のときでの実際の行動というようなことについてお話を伺うということになっております。これも恐らく最初に私が申し上げたように、何もできなかったというようなことから始まるのではないかなというふうに思います。そうした形の中で、それぞれのところで最低限3項目から5項目、しっかりとこういうことだけは実施する、行動するんだということを確認しながら、また防災教育、防災・減災に取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、消防団の結成の問題については、大変私どもも憂っております。定員数1分団に対して23名ということに対して、それぞれの分団の中で大きく団員数を割っているというところがございます。十四山地区におきましては、かつては8分団から再統合いたしましたして4分団という形の中でさせていただきました。こういうことは余りしたくないわけでございますけれども、一つの分団が機能していかないことには力にならないわけでございますので、南部地区においてもそんなようなことを考えていかないと、消防団としての機能が成り立たないというような状況にもございます。そうした形の中で、再編成、再統合ということも含めて、そしてまた新たな分団活動、消防団の入団の活動に対して、皆さんのお力添えもいただきたいというふうに思っております。

今、市の職員についても、私どももしっかりと自分たちの地域を守らなきゃならないということの中で、職員としての意識を高めさせていただいておるところでございます。そうした形の中で職員の加入率も相当アップしてきたというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 服部市長、ありがとうございました。力強い御答弁でしたので、よろしくお願い申し上げます。

結びに、防災教育が日常生活に溶け込み、自助・共助の理解が進んでいるまち、防災・減災先進のまちに当市になることを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は11時25分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時14分 休憩

午前11時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に堀岡敏喜議員、お願いします。

○12番（堀岡敏喜君） こんにちは。12番 堀岡敏喜でございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

内容は、子供の貧困連鎖断ち切れと題しまして、前半は生活困窮者の自立支援について、後半では子供たちへの学習支援について質問させていただきます。

なお、この法施行の前に炭竈議員より同様の質問をされておりますが、重複を避け、以下数項目にわたって伺ってまいります。

子供の貧困対策推進法が平成26年1月に施行されてから3年が経過をいたしました。子供たちの健全な成長を願うのは社会全体の希望であり、責務であると思います。しかし、日本の子供の今を考えると、見過ごせない現状があります。

日本では6人に1人の子供が貧困状態であると言われ、子供の貧困率は年々増加をしております。貧困率とは、世帯収入から国民1人の所得を試算して順番に並べたとき、真ん中の人の所得の半分に届かない人の割合をいうと定義をされております。

深刻化をするこの問題で最も重要なのは、貧困が世代を超えて連鎖をしているということです。子供期を過ごす家庭の経済格差が教育格差を生み、大人になったときに獲得する所得の格差が生まれる負の連鎖こそが子供の貧困の正体であると考えます。

また、翌年、平成27年4月より生活困窮者自立支援制度が施行されてから2年となります。日本では、所得が平均的な水準の半分以下の相対的貧困と呼ばれる層が16.1%に達し、特に現役世代の単身女性は3人に1人が相対的貧困となっております。しかも今日見られるのは、貧困が支え合いや頑張りにつながるのではなく、逆に孤立や諦めを生み、そのためにますます貧困から脱却できなくなるという悪循環であります。20歳から59歳までの未婚の無職者で、家族以外とのつながりがほとんどない人々が162万人に上り、そのうち4人に1人が生活保護の受給を希望しているという研究結果もあります。急に家族の介護が必要になり、所得が減り、自分自身もストレスでまいってしまう。このような複数の要因が連鎖をすると、誰でも生活困窮につながる可能性があります。

ところが、これまで生活が著しく困窮したときに頼ることのできる制度は生活保護しかありませんでした。生活保護は最後のセーフティーネット、つまり安全網です。最低生活保障のための大変大事な制度ではありますが、そこには困窮から脱却をしていくことを支援する仕組みはありません。生活困窮者自立支援法は、この最後のセーフティーネットのいわば手前に、もう一つのセーフティーネットを張ろうとするものであります。生活困窮者自立支援法の施行を受け、本市では社会福祉協議会に委託、生活自立支援センターを設置し、対応をいただいております。そして、現状をどのように認識をし、今後どう展開をしていくのか、以下質問をしてまいります。

まず、相談の実態と事業の評価、課題について伺ってまいります。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 平成27年4月から弥富市社会福祉協議会に生活困窮者自立支援事業を委託し、生活自立支援センターを設置し、必須事業である自立相談支援事業、住宅確保給付金、就労に関する相談を行っております。

相談受け付け件数につきましては、平成27年度は55件、平成28年度は前年度からの継続を含め51件でございます。支援プランを作成した件数は、再プラン作成を含み平成27年度は10件、平成28年度は7件ございました。

事業評価につきましては、プラン作成による支援を受けた方に一般就労開始、就労収入増加、住まいの確保、家計の改善などの変化があらわれております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） この制度は、要は生活保護に向かう前に、その前に困窮されているという方に就労支援をしていく、生活保護の受給に至らないようにしていくというのがこの制度の中身ではありますけれども、その方が相談に来られたのが、27年が55件で、平成28年は51件ということでございますけれども、これが多いとか少ないとかいう問題ではなくて、ちゃんとそういう方々に、この制度があるよということが一般市民の方にしっかり伝わっているか、そういうところがまず問題かと思います。

社会福祉協議会で支援に当たられているところでヒアリングをさせていただいたところ、相談している方々が、その後就労支援をもって生活保護に至っていない、順調にいつているということはお聞きをしておりますので、この支援にまで至った方に関しては、そういう部分で成果が上がっているのではないかと認識をしておりますが、こんな程度ではないんじゃないかと。今、生活保護を受給されている方、希望されている方がいらっしゃると思いますが、この制度を知らずしてそちらに行ってしまうという方がいらっしゃると思います。そういった方々を事前にどうやって周知をしていくのか。次の質問に移っていきますけれども、この辺を考えてまいりたいなと思います。

現在、弥富市では義務づけられた自立相談支援事業、住宅確保給付金の支給事業、今、部長のほうからも御紹介がありましたが、若干ですが就労支援や就労準備支援を行っております。また、この6月からは生活支援自立相談の窓口を月に2回、福祉課窓口でも受けられるようになっております。今後は窓口を訪れる一人一人への包括的支援にとどまらず、世帯ごとの状況への対応を強めることが大切です。

近年、安定した仕事につけない現役世代が親の年金に依存をする形で同居をし、さらにその子供が貧困に陥るなど、世帯の中で高齢者、現役世代、子供の貧困の連鎖がするようになっております。例えば父親が非正規雇用である場合、子供の貧困率は38%を超えております。

このことから、急速に広がる子供の貧困に対応するためには、学習支援事業など子供自身への支援とあわせて親の就労や債務など、世帯が抱える問題を全体として把握をし、支援をしていくことが不可欠と考えます。

現在の自治体で世帯ごとの支援を実現できるのは、この生活困窮者自立支援制度以外ほとんどないのではないのでしょうか。特に家計相談支援は、世帯の問題に総合的に対処する上で有効であることがわかっております。今後は自立相談支援と家計相談支援の一体性を強めていくことも考えていかなければなりません。

そして、さらに就労支援を進めることが重要です。現在、多くの地域で中小企業などで人手不足が深刻になる一方で、多くの生活困窮者は依然として就労機会を得ることができておりません。生活困窮者は健康の問題や家族のケアなどで、すぐに企業の求人に応じることが難しい場合が多いと考えられます。自立相談支援の窓口配置に就労支援員が企業に働きかけ、一人一人の事情に応じた業務の切り出しや労働時間の調整を交渉することが求められております。

一般的就労の前の段階で、もっと緩やかな条件で働いてみる中間的就労も大切です。就労支援で高い効果が期待をされる中間的就労とは、単なる訓練と一般的就労の中間という意味で、実際に働きながら知識や技能を身につけたり、コミュニケーションスキルを磨いていくものであります。こういったことを支援員任せにせず、自治体がイニシアチブを発揮して福祉部局と雇用関係部局をつなげ、地元の企業との対話を広げていくことが重要です。

また、深刻な困窮に陥っている場合、就労準備の訓練などを受けるにしても、当面の収入の見通しがつかなければ活動ができません。自立準備期間の所得保障について検討していくことが求められております。必要に応じて生活保護を受給できるように措置をすることも自立支援のために必要です。以上のことから、今後、任意事業の取り組みについて市の考えを伺ってまいります。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 生活困窮者自立支援法の改正による任意事業としては、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業がありますが、現在、任意事業については本市は実施しておりませんが、自立相談事業の中で就労や家計相談など支援についても行っております。

今後の取り組みにつきましては、市としましても生活困窮者の方が自立できるよう支援が必要であると考えておりますが、それぞれの支援を行うには環境整備や専門的な知識を有する相談員の確保などが必要となってまいります。任意事業につきましては、既に県内で実施している先進地などを参考にし、研究をしてまいります。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） この質問に至ったというのはいろいろ事例がありますが、3年前でしたか、部長と答申のときにもお話をしましたけれども、千葉県銚子市というところでお母さんと中学2年生の娘さんが2人で暮らしておりました。千葉県の県営公団に住んでいたわけですね。お母さんは時給850円のパートで一生懸命働いていらっしゃったんですけれども、小学校、中学校といいますと子供さんが急に熱を出して休まなきゃならないとか、そういう家庭の事情でなかなか正規の雇用につけないわけですね。その中でやっていたんですけども、なかなか生活が向上しなくて、それでも中学の娘さんは明るくて、学校でも人気者でおったわけです。とうとう困窮をしていく中で、お母さんは四方いろいろ手を尽くされていたんですけれども、御近所では娘に惨めな思いをさせたくない、そういう思いで取り繕っていたというか、そういう姿を出していたんですけれども、とうとう国保の滞納がありまして、国民健康保険がとめられてしまった。だけど、病気をして一時的にでも国保の健康保険が使えるようにということで、市役所に相談に行ったわけですね。そのときに事情をよく知らない、窓口の方も聞けばいいんですけども、知らずに申請を許可できなかったために、お母さんはとうとう万策尽きた状況になってしまって、このままでは娘を育てていくことはできない、自分自身の中でポジティブに物事が考えられない状態になってしまって、自分の娘さんに手をかけたんですね。それも運動会があった4日後、娘さんが巻いていた鉢巻きで首をとということで、そのニュースを見たときは本当にやり切れない、いたたまれない思いがあります。

この事件の後に各県であるとか自治体の中で、どうしてこの母子を救えなかったのかというところがかかなりの問題になりました。こういう事件があつて、結果がわかっているから考えられるのかもしれませんが、こういう方が弥富市の中にもいらっしゃるかもしれない。そういう方が相談に来たときに弥富市としてどう対応できたのか。このお母さんが娘さんを手をかける前に何とかできなかったのか。この方法を考えることがこの制度の意味の深さといえますか、そこを考えることにつながるのではないかと思います。

いろいろ発見する機会がありました。先ほども申し上げましたけれども、生活困窮者自立支援法というのは生活保護に至る前の段階で相談につなげるというのがこの制度の趣旨でございまして、いかに見つけるか。後の質問にも出てきますけれども、例えば国保税の滞納があるとか、弥富市にはないですけれども、公団住宅の家賃の滞納というのが千葉県の母子の場合はあったんだそうですけれども、その段階でこういう制度があれば、就労の支援の相談をしましょうとか、そういうことにもつなげたのかなと思うんですけれども、相談する方に見てみれば何とか頑張りたいと、何とかこの現状を打破したい、それしかないんですよ。だから、フラットで見ている人からすれば、こうしたらああしたらと言えるんですけれども、1点しか見ていないお母さんに見てみれば、相談員さんとの信頼関係をつなげなければなら

ないですし、言ったことをそのまま自分の生活に落としていけるような、そういう安心感を与える、そこが相談することの意義だと思います。ただ受けるだけではない、相談窓口を置くだけではない。実際にその人がちゃんと就労支援に立って、自分の自立した生活を送っていけるように、1回だけの相談でそれがぱっとできるわけじゃないですよ。新しい就労を見つけるにしても、さまざまな就労の機会というのが必要であって、先ほど質問の中でも言いました中間的就労というのがありますけれども、ここにつなげていくのが任意事業の一つでもあると思います。

今、市でやっていただいているのはハローワークと連携をすとか、また求人広告ですね、そういったものを見ながら、本人と相談をしながら、きめ細かくやっていただいているのは感謝なんですけれども、そういう弥富市、または弥富市近郊で就労訓練ができる事業者、これは県の認定が要るわけですが、県は募集をしていますよ。こういうところ、市からも積極的に企業のほうに働きかけていただいて、ただ単に生涯就労というだけではなくて、たしかスキルが要る仕事なんかですとすぐには雇えない部分もございますけれども、そういう教育の関係ができる企業なんかですと、ぜひひとつ協力をしていただいて、協力をしていただくようお願いをして、就労認定事業者として認定を受けていただく、そういう周知も必要ではないかなと。そうすると、弥富市の中でもこの認定事業をやる上でも環境が整っていくことができるんじゃないかな、このように思いますので、これはしっかり検討していくということです、具体例を出しましたけれども、要望していきたい。絶対そういう千葉県銚子市のような母子の最悪な事態にならない、させないんだという強い意思で、そのためにはどうしたらいいか、そういう形で今回質問させていただいておりますので、考えてまいりたい、そのように思います。

次に、先ほど前段で申しましたけれども、周知のあり方について考えていきたいと思えます。

生活保護を受ける前の段階でさまざまな支援を行うのが生活困窮者自立支援法であります。先ほどから何度も申し上げております。生活困窮につながる事態が発生をし、不安を抱えた方が迷わず相談に来れるよう周知しておかなければなりません。しかし、生活困窮者はみずから支援を求められないことも多く、窓口で待っているだけでは地域の生活困窮の実態はつかめません。施行前のモデル事業でも、人口10万人単位で見たときに月平均新規相談が25人を超えた自治体は1割以下にとどまっております。生活困窮者支援は早期に解消すると回復もスムーズであります、そうでなければ難しいのが現状です。

滋賀県野洲市では相談支援の窓口と税、保険、年金、子供家庭の部局が相互のつながりを密接にして、税や保険の滞納があったり、子育て世帯が経済的に行き詰まっているとき、本人が希望するならば相談支援の窓口につないで早期に支援を開始することとしております。

その結果、支援をめぐる部局間の連携もスムーズになっているといいます。周知のあり方とともに、今、生活自立支援センターというそのままの名前ですけれども、親しみやすい、覚えやすいものに考えることも必要だと思いますが、市の考えを伺います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） お答えをさせていただきます。

まずは2014年9月に銚子市で起きたまな娘をあやめた悲惨な記事に関係課に配付し、本市ではこのような事件は絶対に起こさない、生活状況を把握しないまま対応を押しつけることは絶対にしないという注意をいたし、相談内容を十分にそんたく、酌み取るよう関係部局に周知をいたしました。生活自立支援センターでの支援事業については、関係各機関の窓口、市社会福祉協議会ホームページ、それから福祉だより、回覧文書などで周知を行っております。また、各課において生活困窮に該当しそうな方がわかった場合、相談窓口の連携ということでございますが、関係各課どのようなことができるのか、調整を行えるか、今後研究してまいります。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 例えば、まずはネーミングを見ますと、生活自立支援センターでの相談事業というのは各自治体が2年前に一斉にスタートをしておりますけれども、愛知県だけで見ますと、高浜が生活相談センターころん、親しみやすいですね。豊明市ですと生活相談センターよりそい。あと、清須市がくらし・しごとサポートセンター、わかりやすいですね。長久手市もくらし・しごと・つながり支援センター、わかりやすいですね。もう一つ言いますと、三重県の伊勢市が生活サポートセンターあゆみ。うちも考えてみたんですね、弥富とかいって。こういう親しみやすいネーミング。生活自立支援センターといいますと、自立が必要な人が受けなあかんという、そこだけでもハードルになっちゃうんですよ。

それと、もう一つ申し上げたいのが、こういう冊子を各部局で置いていただいているというのがありますけれども、これも先進市のやつを持ってこれたらよかったんですけど、ごっつい長いので、インクが切れてしまいまして出せなかったんで申しわけないんですけど、例えば生活暮らし相談センターというのだけでもあると、どんなかなと。対象でない方も割ととれるじゃないですか。別にきれいなパンフをつくらなくても、白黒じゃなくて、せめて黄色でやるとか、ピンクでやるとか、目立ちやすいもの。そして、関係部局に配付するのはもちろんそうなんですけれども、市民が生活をしているわけで、例えばお買い物に行く、例えばここで言うたら、固有名詞出してもいいのかわからんですけど、旧155沿いの大きなスーパーであるとか、たくさんありますよね、マーケット。また、コンビニであるとか、必ず人が行かなければならないところをお願いをして配置をしてもらおう。そうすると、その人の親しい人から、また本人から、こういうのがあるけど一遍相談してみたらどうと、相談を受け

る垣根というのが随分と低くなるんじゃないかな。先ほどの部長の決意のまま、こういう最悪の状態を出さないんだということになれば何でもできるじゃないですか。別にお金かかるわけでもなし。それを事業者に話をすることで、その方もこういうことが今自治体として取り組んでいるんだということが伝わりますし、それを一遍受けてみたら、パートで勤めている方からでも広がるでしょうし、いろんな人から伝わっていくということが大事じゃないかな。そういう形で周知というものを問題のない人から考えるんじゃなくて、また一旦相談してきた方に聞いて、わかりやすかったとか、どんなふうがもうちょっとわかりやすいとか、そうやって聞いてみることも大事ですし、寄り添っていくことが大事かなと。

この制度に関しては、大きな側面としましては、そういうことで自立につなげて、社会保障費の抑制、また自立をすることで、一般就労につくことで税収の増と、これは理想ですけど。理想とはいえますけれども、理想の実現というのはこういう現実世界での一步一步の積み重ねでしかないと思うんですね。ですから、細かいことですけど、そういうことから始めていくことが大変重要じゃないかなと思います。

続けて質問させていただきます。

繰り返しになりますが、切迫した状況であるにもかかわらず、助けてとみずからSOSを出せない方は多くおられると思います。市の相談窓口に来たり、電話で問い合わせをするほうが少ないと考えられます。相談する先もない、もしくはどこに相談すればよいのかわからない、混乱して思い詰めてしまい、最悪の状況に至ってしまう場合があります。だからこそ生活困窮者自立支援制度におきましては、行政は待ちの姿勢ではなく、より積極的に支援を届けるという、いわゆる搬送型の支援が必要です。生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業は、相談窓口を設置することで終わるのではなく、困窮されている本人に寄り添いながら、時に本人を代弁して関係機関と積極的に調整する役割を担い、必要な支援までつなげ、たらい回しを防ぐことが求められているのではないのでしょうか。市の認識を伺います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、生活困窮者の抱えている課題を評価、分析し、そのニーズを把握し、それぞれに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう自立支援計画を作成し、その計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整を行うなどの業務でございます。

議員の言われるとおり、相談窓口を設置して終わるものではございませんので、チラシ等の置き場所につきましても、今後関係機関にお願いをしてみたいと思っております。

また、生活困窮者本人の意欲や自己決定を大切にし、経済的自立だけでなく、日常生活自立や社会生活自立ができるまでの支援を行っておりますので、1人で問題を抱え込まないで、困ったことがあれば、まず何でも御相談をいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 部長がおっしゃるとおりだと思いますし、この質問をするに当たって各相談部局のほうでいろいろヒアリングをさせていただいて、実際に相談支援の方が一人一人、先ほど生活自立支援センターのほうでも年で55件、多いのか少ないのか別にして、一件一件は決して同じではなくて、それぞれの生活の困窮する原因とか探りながら、それをいかに自立につなげていくかということを考えますと、一件一件は大変重いものでして、自立相談支援員1人がそれを抱えてしまえば、同じように同調すれば同調するほど精神的なつらさというのはあると思いますので、先ほど関係機関とは申しましたけれども、一弥富市民、住民である以上は、大切な大切な弥富市の住民でございますので、守ってあげたいですし、先ほども言いましたけど、自立すれば税収増のほうにつながる。その可能性だけを信じて、寄り添って支援をお願いしたいなと思います。

その支援相談員さんも、先ほど人員配置といいますと、行財政的な問題もさまざまあると思いますけれども、支援の事業が成熟をしていきますと、やっぱり成果として確実にそういう困窮に陥る方というのは減っていくわけです。これがずっとふえていくというのは、これまた大きな問題ということですので、この間民生部長と答申した際に、愛知県としては困窮率というのは全国的に比較しますと比較的少ないという数字が出ておりました。少ないからこそ取り組めるという部分もありますので、よろしく願いしたいなと思います。

続けて質問させていただきます。

生活困窮者自立支援制度は福祉と雇用の連携、縦割り行政の克服など、これまでの自治体行政のあり方の転換を迫るところがあります。それだけに当面の課題は少なくありません。弥富市にとっては、これから支援の事業をふやしていく必要もあるかもしれません。しかし、この制度は地域の活力を高める上で不可欠なものであります。排除される人がいない、皆が支える地域づくりのために生活困窮者自立支援制度をどう生かすかを考えていくべきだと思います。

これまで申し上げてきたとおり、相談者の現状は個々異なります。せっぱ詰まった相談者に対し、なるだけ負担にならないように窓口と支援は縦割りを排し、包括的にワンストップの対応ができる体制が必要であると考えます。今後の市の対応を伺います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 自立相談支援事業は、生活困窮相談者の現状に応じた支援を行うため、生活と就労に関する支援員を配置し、相談窓口による情報とサービスの拠点となり、相談者に負担のかからないようなワンストップ型の相談ができるような職員体制の充実を図っていくよう努めてまいります。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 子育てに関してもそうですし、高齢者福祉に関してもそうですけれども、庁舎建築と新庁舎ができたと同時にそういう総合相談事業というのを始めていくというような答弁を以前にいただいておりますけど、その中にもしっかり組み込んでいただいて、庁舎内であっても相談した人が2階へ行ったり3階へ行ったりするのではなくて、ここで待っていてくださいと、次はこの部局につなげますと。その人が動かなくても役所の所管の人たちがその人の周りを埋めていく、そういう支援のあり方でしたら今でもできるじゃないですか。そういうことだと思うんです。あそこに回せる、ここへ行ってくれとなると、それだけで気持ちが切れちゃって、もういいわと。先ほど言いましたけど、困窮に陥ったときに一番問題なのが諦めてしまうことだと思うんですよ。誰にも頼られへんわと。そうなってしまうと、たとえ助けの手を差し伸べたところで、差し伸べた人との信頼関係を築くことからまず始まってしまうので、早目に見つけて相談して、相談支援員との信頼関係をつくって、その人の悩みの根源といいますか、本質にしっかり迫っていただいて、そういった支援をお願いしたいなと思います。

議長、ちょうどええ切れ目なんですけど。

○議長（武田正樹君） それでは、堀岡議員、質問の途中ですが暫時休憩とします。

再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

堀岡敏喜議員、お願いします。

○12番（堀岡敏喜君） それでは、午前中は生活困窮者自立支援制度について、弥富市の現状と今後について質問をしてきたわけですがけれども、ここで子供の貧困対策に話を戻していきます。

最初に申し上げましたが、子供の貧困対策法が成立をして3年、依然日本の子供の約6人に1人が貧困状態にあります。総務省がことしの子供の日に合わせて発表をした15歳未満の子供の推計人口は、1,571万人と発表されておりますので、人数では約260万人ということになります。ひとり親など大人が1人だけの世帯の貧困率は5割を超えていて、先進国の中でも高い水準にあります。

貧困には、負の連鎖がつきまといます。経済的な理由で進学を断念せざるを得ない子供は、成人をしても安定した収入を得られる職につけず、親と同じように貧困にあえぐケースが多いといいます。生まれ育った環境で将来が左右される事態は、本来あってはなりません。市

の現状と今後の対策について、以下伺ってまいります。

まず、子供が貧困状態にある世帯の実態を市はどのように把握、認識をしているのか伺います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 本市におきまして、子供が貧困の状態にある世帯の具体的な件数や実態については、特に調査をしておらず把握しておりませんが、経済的理由によって就学困難な小・中学校に就学するお子さんをお持ちの保護者の方に、学用品購入費や学校給食費などの援助をする就学援助補助金という制度がございます。

対象者の所得を一定基準以下の方としておりますが、このことをもって貧困状態としてよいかは判断に迷うところでございますが、平成28年度、この援助を受けてみえる児童・生徒の人数は、小学生、中学生を合わせて約300名でございます。

次に、重複している世帯もございますが、生活保護費を受給する子供のいる世帯は27世帯、離婚や死別により暮らすひとり親世帯は、母子世帯で267世帯、父子世帯は19世帯でございます。

昨年12月に愛知県が県内の小・中学校と保護者を対象に実施した愛知県こども調査とひとり親家庭実態調査の集計結果によると、県内の子供貧困率は、国民生活基礎調査の全国平均16.3%でございますが、これより大幅に低い5.9%であったとのことで、この要因は、自動車製造業等ものづくりが盛んな1人当たりの県民所得が高水準であるということが関連しているとのことでございます。

しかしながら、ひとり親家庭では52.9%に達し、半数を上回っており、抱える生活不安について支援が必要と考えております。

愛知県のひとり親家庭等実態調査の結果から、ひとり親家庭になって困ったという調査項目では、子供の養育・教育が最も多く、期待される事業としては、仕事から帰るまで安心して子供を預けられる制度という回答が多く寄せられており、保育所や児童クラブ等子育て支援の充実が今後必要であると考えております。

また、就労・収入の状況、病気や借金、人間関係のトラブル等に巻き込まれていないかなど、総合的に支援していくことが貧困家庭を救い、貧困の世代間連鎖の解消を図るための支援体制づくりを目指し、関係各課を交え努めてまいります。

本市では、新庁舎建設にあわせて、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援ができるよう子育て世代包括支援センターを開設する計画でございますので、連携しながら支援を提供できるのではないかと考えております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 民生部長から子育て支援を切れ目なくやっていくと、行政主導でや

る部分に関してはいいんですけれども、この生活困窮者自立支援と子供の貧困対策法のあわせて平成24年ごろから、国からのモデル事業というのが各自治体、政令市合わせて40から50の自治体の中で展開をされております。

特に子供の貧困対策で割と先進的に取り組んでいられて、いろいろその事業の報告をされている大阪府の箕面市というところがあるんですけれども、ここらでは、子供の貧困対策を何とか改善していくために、それだけじゃなくて包括的に子供の教育全般を見ていくと。貧困であるから学力が低いと、これは統計的には出てはおるんですけれども、それだけではなくて、それを具体的にどう支援していくか。先ほど貧困の子供とは言いましたけれども、貧困と困窮とはまた意味が違いまして、所得が低くて貧困状態にある御家庭と、実際所得はあるんだけど、以前の所得よりも減ったがために困窮感を感じて、両親、また片親が一生懸命仕事をするがために子供さんに目が届かない、そういう家庭も実は多くございます。それは所得が400万であったり500万であったりする場合もあるんですけど、結局その事業が、確実に勤めているお仕事、会社がずうっといいというわけやないんですよ。人だってやっぱり浮き沈みがあるように、企業にも浮き沈み、景気のよしあしというのがあって、それによって所得が減るということは当然あるわけなんですけれども、生活水準を守るために親は結局一生懸命働くことに追従せざるを得ない。そこでやっぱり犠牲になるのは子供だと。

ですから、貧困の子供だけを対象にするのではなくて、結果として学力の低下であるとか、肝心な社会に出るための基礎的な子供さんの自立心を養う、こういうところを本来は、きのう永井議員のお話でありました家庭教育の中で環境をつくると、それを基礎に学校でまた基礎知識を得て、そういういい循環の中で子供さんって育っていくもんだと思うんですけれども、残念ながら最近では人と人とのコミュニケーションがかなり希薄化になっている時代でして、全体というよりもプライベートが重視をされているがために、なかなか人とかかわりをどっちかといったら持たれない親御さんが多い世代ですので、こういう自治体がそういう人と人をつなぐきっかけづくりを、こういう制度を通じて行っていただきたいと思います。

先日の木曽三川下流部広域避難実現プロジェクトでも、最後に片田教授がおっしゃっていましたが、コミュニティが崩壊していると、これは言っても過言じゃないと思うんですけど、これは大きな原因は、地域の人らと共通して取り組むことがなくなったからだ。昔は、例えば長屋で火事があったら、みんなで消さんと自分のところにも燃え移ってくるみたいな、あとはまたお葬式であるとかそういったことは地域単位でやっていたという部分もあって、いやが応でも地域でつながりがあったわけなんですけれども、最近は本当にお祭りとかはありますけど、いわゆるみんなで労をねぎらうというお祭りよりも、どっちかといったら行事的なものになっていまして、出ても出んでもいいやないかみたいな、そういう風潮があるんですけれども、結局そういうことが人と人とのつながり、比べるとかということがなくな

ってきたために、ある意味モラルのハザードといいますか、常識感というのがひとり歩き、それぞれの価値観で行くようになってしまって、モラルが破綻しているんじゃないか、そういうこともこういう貧困の原因にもなっているんじゃないかな。誰も相談する人がいないと、まさか役場でこのことを相談して解決できるなんて思っている人というのは実は少ないんですね。こっちから声をかけてあげないとわからない状況というのはたくさんあるんじゃないかなあと思います。

ちょっと質問を続けますけれども、そうすれば、ひとり親家庭、親の就業支援など、先ほども申し上げてまいりましたけれども、子供の貧困にかかわる所得や資産の格差解消に向けた取り組みについて、市の考えをまずは伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 先ほど議員のほうからもお話がございましたけれども、国民の平均的な所得の半分を貧困ラインというふうに呼ばれておりますが、国民生活基礎調査では、平成24年の貧困ラインの所得は122万円でした。

ひとり親家庭の親は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担っていかなければならず、現在4つの大きな支援策で就業や自立に向けたさまざまな支援が行われています。

1つ目は、生活支援でございまして、総合的な窓口として本市では母子・父子自立支援員を2名配置し、面談を通して生活の安定に必要な情報提供を行っております。

2つ目は、愛知県の就業支援事業として、専任のキャリアカウンセラーが職歴や適正に応じ就職についてアドバイスを行うキャリアカウンセリング事業や、母子家庭等就業支援センター事業が行われ、無料で就業紹介や就職に必要なパソコン操作の講習、介護資格取得等のための各種講座が行われ、市では受講への窓口業務を行っております。その他、就職に役立つ技能や資格取得のための支援といたしまして、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金などの各種給付金を支給する制度もございます。

3つ目は、愛知県の養育費確保支援策として、弁護士相談や養育費相談が実施され、離婚した後に子供が生活に困窮しないように情報提供を行っております。

4つ目は、経済的支援で、18歳到達年度の末日まで児童を監護養育する一定の要件を満たす保護者に対し、児童扶養手当や遺児手当を支給し、また生活の安定と向上を図るため母子父子寡婦福祉資金などの低利な貸し付けが行われています。医療に関しては、母子父子家庭医療費受給者証を交付し、自己負担分を公費で支給し、安心して医療が受けられるように支援が行われております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 今、部長から御説明があった弥富市独自のもの、それに対して、また県の福祉制度をいろいろつけて相談に来られた方、また相談の対象になり得る方を見つけ

たときに、こういう冊子ですね、これは県の自立した生活を送るためにといういろんな福祉制度の紹介が書かれています。これを市の福祉相談員さんは、その人に合った支援を、これを全部読めと言ってぱっと渡すとわかりませんから、例えばどうしたいのというようなことを寄り添いながら聞いていただいている、それは本当に感謝を申し上げます。そういう窓口がまず、もうちょっと充実をすること。それと、いかにそういう家庭に陥っている方々を見つけるか、ここが一番の鍵なんじゃないかなあとと思います。

それでは、時間も迫ってまいりましたので、ちょっと続けて質問をさせていただきます。

さきに質問をした生活困窮者自立支援制度で、生活困窮家庭、先ほど民生部長からも報告がございました生活保護家庭、就学援助受給家庭等に対して、国はさまざまな支援メニューを総合的に行うことを自治体に求めており、その中でも貧困の連鎖を断ち切るために、学習支援を行うメニューが組み込まれております。自治体が学習支援事業を実施しますと、それに係る費用の2分の1を国が補助する仕組みになっております。困窮家庭の親が就労支援を受け、自立を目指す場合、安心して就労に専念ができるよう子供の居場所、学習支援などをあわせて行う必要があります。

また、その学習支援の取り組みも、育てていくべき力を、テストの結果として測定される学力ではなく、自分の学習をマネジメントできる能力の育成が必要です。

愛知県下でも、弥富市とほぼ同規模の自治体で先進的に取り組んでいる高浜市が参考になります。高浜市の学習支援では、学習のPDCAサイクル、いわゆる計画、実行、チェック、改善を身につけさせるために、当面の目標とともに、参加したその日には必ず目標シートを書き、帰るときに振り返るという習慣づけを行っています。さらに支援すべき大事なこととして、子供自身がその後の自分の人生をどう生きていくのかの根幹を育てることに力を入れております。学力の背景にあるなりたい自分へのイメージを育て、そのイメージに向けて、自分が学ぶことで近づけることへの手応え、自己効力感を育てることなくして、学習支援がない環境でも自立的に成長していく子供にはなりません。ともすれば、民間の個別指導塾のように懇切丁寧に教え過ぎ、教えられることに依存体質になってしまうおそれがあります。そんな状況で結果として学力が上がっても、高校進学後やその後にサポートがなくなったら、そこで行き詰まってしまいます。経済的に厳しい状況に置かれているからこそ、自発的に行動し、みずからの成長をマネジメントできる習慣づけを早期にしていくことが貧困の連鎖から脱出するための最大の課題であります。

また、高浜市では学習支援事業の中で、ただ勉強を教えているだけでは不十分として、信頼できる大人・地域との出会いを生み出し、大人との多様な人間関係づくりをさまざまなイベント、講座などで行っております。地域の方と一緒に竹切りから準備をした流しそうめんパーティーや、異文化の人々との交流、3Dプリンター講座などを実施し、子供たちはさま

ざまな大人との出会いの中で、初めて来たときとは違う自発性が生まれ始めているそうです。

学習支援を先進的に行っている多くの自治体で、学力の支援よりも切実な問題は食事の問題です。生活困窮家庭は、食事環境においても厳しい状況に置かれていることから、とりわけ給食がない夏休みなどの長期休暇中は、劣悪な栄養状態に置かれていることがわかっています。現在は、地域のまちづくり団体、婦人会等が持ち回りで100円の手料費のみで食事を提供してもらい、食事の準備や片づけ等も子供たちもともにやることで、大人との出会い、協働の場にもなっているそうです。地域にとっても、食事の提供を通じて地域の子供たちの実情を知るつながりの場にもなっています。

ここで紹介した高浜市の事例も、まだ端緒についたばかりで、試行錯誤が続いているとのことでもあります。大事なことは、学力にせよ、食事にせよ、貧困な家庭に生まれる切実な課題解決をきっかけとして、人とのつながりを育み、そこからどれだけ自立心を育ていけるかです。経済的に厳しい状況に生まれても、遭遇する高い困難や壁に対して、エレベーターやエスカレーターではなく、自分の力で一步一步上っていける階段、ステップをつくるのが大切です。経済格差が開いている時代だからこそ、安易に目先の学力を支援することではなく、その子供が成長し、役割を担っていくまでのプロセスを広角的に見た上での効果の高い学習支援プログラムの構築が求められているのではないのでしょうか。

以上のことから、学校をプラットフォームとして地域との連携を図り、学習支援のあり方を地域の課題として共有をしていくことが大切だと思います。

学習支援について、市の認識と今後の取り組みについて伺います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 学習支援事業につきましては、制度の中で貧困の連鎖の防止のため、生活保護受給世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供に対する学習支援を各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らし実施できるとされております。

議員の発言にもございましたように、学習支援事業につきましては、ただ単なる勉強の場の提供だけでよいものではないと考えております。生活困窮という環境の中で、子供たちが学力の向上とともにさまざまな課題に向かい、解決していく力や自立をしていく力も支援していく必要があると考えております。

この制度では、生活保護世帯や生活困窮世帯の子供たちが支援の対象となりますが、生活困窮世帯の子供だけどうぞとなると、困窮世帯の子供は来づらくなれないのかとも心配をしております。学習のできる環境や場所などに配慮し、学力だけでなく専門的な知識等を有する人材の確保などが不可欠となりますので、既に実施をしている先進市を今後研究してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 部長の御心配ももつともだと思います。ですので先ほど申し上げましたとおり、貧困家庭の子供さんだけではなくて、所得がある程度あるんだけど、困窮感を持って生活をされている親御さん、またひとり親の家庭というのが実はあります。ですので結果として、例えば学力が低下して学校の授業に集中してついていけない、人とのコミュニケーションがとれないがために学校におること自体が苦痛だと感じる子供さんもおるといふ調査結果もございます。

ですから、何も学習支援、またその居場所づくりが貧困家庭の子供さんだけに対応するものであると、やはり部長が心配される子供さんは何も考えないけど、親御さんにしてみれば何か嫌だわみたいな、行きたいんだけど行けないみたいな、そういう形にもなりますから、貧困の部分と子どもの居場所という部分は、ある意味関連はしていますけど、別次元で考える必要もあるんじゃないかという思いで、今回はこの質問は学習支援の部分と分けさせていただいたんです。

実際にきのうも家庭教育の話もございましたけど、親御さん自身がなかなかそういう時代に育ってこなくて、そのままそれが当たり前として子供を育てているという現状がありますから、そういう方が困窮になって市役所に相談に来たときに、それは違うよという頭ごなしに否定をしても、否定されたときに身の置き場がなければ受け入れることができないんですよ、相談した側というのは。ですから、ある程度そのことがそういう環境の時代なんだということをわかった上で相談に乗って、まずはそうだねと受けてあげて、やっていただいているとは思いますが、それで正しい方向といいますか、本来この人が進むべき方向、その人の個性が生かせる方向にみずから気づけるように、そういう相談体制をとっていただきたいなと思います。

子供に関しては、だからといってその親がすぐ変わるわけでもないですし、実際に1人で塾に行っている。あいた時間はカップヌードルとか即席のものを食べて、劣悪な環境の中で栄養もとらずに、どんどん日々時間を過ごしているという状況の子供がおるわけですね。そういう子供たちにやっぱり勉強だけ教えるといって、幾らただやといっても、子供さんは喜んで絶対来ないんですよ。わざわざ勉強したいと手を挙げる子供はいないと思いますので、来たら楽しいよと、そこでやっぱり勉強する意味をしっかりと教えていかなきゃならない。今親にそれが頼れない家庭もあるんであれば、やはりそれを誰かが手を出さなきゃならないわけで、ほっておくと連鎖が続いていくだけですからね。そういった中で地域のつながりというのがどうしても必要になってくるんです。

だから僕はこの困窮の問題も、やはり困窮に陥る人だけの問題ではなくて、誰もがそうなり得るんだという思いで周知して、弥富市の問題として市民にもしっかりと共有をしていただく。市のために何かしたいという人はたくさんいらっしゃいますよ。そういう連携の中で、

こういう問題もあるんですよと、それ何とかしなあかんねとやっぱり前向きに考えてもいただけます。そういう方とそういう求める方をつなぐというのも行政の一つの役目なんじゃないかなあと、そのように思います。

ある調査によりますと、子供の貧困を放置すれば、43兆円が失われ、政府負担も16兆円ふえるといいます。地域で高齢化が進む中で、支える側と目されている現役世代が経済的に弱体化をし、倒れてしまっています。政府は一億総活躍社会や地方創生などと掲げておりますが、この子供の貧困対策、生活困窮者自立支援制度は、その根本に置かれるべきものと考えます。誰もが活躍できる地域づくりのために、住民と自治体が共有・協力をして、この制度を育てていくべきではないでしょうか。

子育てするなら弥富という言葉がございます。実は、子育てするならという自治体は全国にたくさんございますけれども、本当の意味で、どういう家庭の環境に育っても、その子供は弥富市の教育、また福祉の中で健やかに自分の力を、個性を十分に発揮できるような、そういう環境づくりというのをしっかりしていただきたい、そのように思います。最後に市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 堀岡議員の御質問、生活困窮者自立支援制度と、そしてもう一つは子供の貧困対策という形でお尋ねをいただきました。この問題につきましては、大変大きな重要な問題であろうというふうに私どもとしても受けとめておるところでございます。

最初の生活困窮者自立支援事業におきましては、先ほども話がありましたように平成27年、28年ともう2年間経過をしてきたわけでございます。生活保護に行く前のセーフティーゾーンという形の中で、それぞれの支援員がしっかりとその御相談に応じて、いろいろと改善をさせていただいておる。現在では社会福祉協議会のほうに委託をさせていただいておるわけでございますけれども、非常によくやっただいておるということでございます。

それは、弥富市における生活保護世帯が、今現状としては世帯数としては180世帯、そして人数としては261名でございますけれども、大きくふえていないということが一つ大きな効果だろうというふうに思っております。

そうした形の中で、この支援制度というものがますます大きな力を発揮させていただいて、我々行政と社会福祉協議会がタイアップしながら進めていきたいというふうに思っております。

また、子供さんの貧困の原因ということにつきましては、その生活環境にあるということが先ほどの御意見、あるいは私どもに対する答弁という形の中にあるわけでございますけれども、貧困からの自立ということは、もちろん子供みずからができるわけじゃないんですよ。子供には何の責任もないということだろうというふうに思っております。そうした形の

中で、そういう子供たちをはっきりと発見するというのは、学校の先生であるとか、あるいはそういった形の中で保護者と一緒になって話し合いをしていかなきゃならないというふうに思っております。

子供の貧困対策につきましては、子供の健やかな成長、あるいは将来ということに対して、生まれ育った環境に左右されないような形で我々としても支援をしっかりとしていきたいというふうに思っております。そういった形の中においては、保護者への就労支援ということもしっかりやっけていかなきゃならないなあというふうに思っております。

今、弥富市として生活保護を受けてみえる方の中においては、本当に今、就労支援という形の中においてはしっかりとやらせていただいているということが、これだけの数がふえていないという状況でもあろうかなあというふうに思っておりますので、御理解もいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 市長のおっしゃるとおり、数がふえていない、一つの効果だと私も思います。だけれども、実質、子供の就学援助金を受けている世帯もいらっしゃいます。実際に学力の伸びといいますか、全国的に自立心の失われたというか、そういう世代、現役世代が少なくなっていて、これからどんどん世に出ていっていただかなければならない。企業においても人材が不足しているという時代になっています。その中で、先ほども申し上げました千葉県の銚子市みたいな事件が起こってしまうことが本当に悲しい、そしてまた社会的なすごい損失だと思います。そういった方が一人もこの弥富市から出ない、先ほども申し上げましたが、本当にどんな家庭の環境であったとしても子育てするなら弥富なんだと、どういう側面からいっても子育てするなら弥富なんだと、そういった福祉制度、また教育の関係でしっかりと個性を出して、実質的な成果を、今度はふやさないじゃなくて減らす、出さない、そこまで目標を掲げて、今後も、議会も他市先例をしっかりと学んで、この議会の場で提案もしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に加藤克之議員、お願いします。

○3番（加藤克之君） 3番 加藤克之。通告に従いまして2点の質問をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

サカキ葉の緑も新緑になりまして、いよいよアジサイも色鮮やかになってまいりました。その季節を迎えるということによって、水無月のきょうこのごろ、きょうは非常に天気がいいです。30度ある状況でございますが、平成29年も弥富市におかれまして各おのこの地域行事が進み、きょうもきんちゃんと寄り添ってやっけてまいりました。その中で、はや5カ月が過ぎ去りまして、半年を納める月日のこの水無月でございます。そういう意味で、皆さんも

楽しんで、喜んで、笑顔で明るく、家族と子供と孫と、よき仲間と、それぞれ清らかなお心で、よい水無月を送っていただきたく願う次第でございます。

さて、我がまちにおかれましては、すばらしき市におかれまして、子供たちの元気と成長と、そして笑顔を見ますと思わず笑顔になって喜びます。うれしさが増すわけでございます。さて、その成長する過程の中で、誰もが人生を儀礼は尽くさないといけない状況でございます。そして、小学生、中学生と歩む中で、自転車の交通事故とさまざまございます。大変多い状況は各地で新聞やメディアでは扱いが拡大をされております。

その中でも、弥富市でもいま一度、小学生、中学生に対して、市としてどのような保険体制、そういう依頼体制、取り組み、現状を聞かせてください。お願いいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 小学生、中学生の自転車保険の加入につきましては、各校入学時に民間の保険とPTA総合保険の2種類を紹介しております。紹介をさせていただいた保険については、中学生は自転車通学ということもあり、学校で加入の取りまとめをしております。

取りまとめた分の加入率は、60%ほどであります。残りの40%もほとんどが家庭で子供の総合保険等に参加してみえるというふうに聞いております。小・中学生の自転車保険の加入促進については、各校が実施している交通安全教室の際に自転車による事故における損害賠償について説明し、そのときに自転車保険についても案内をしております。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 続けて質問させていただきます。

特に中学生は自転車で行き交う状況が多々にあるわけでございます。その中でも中学生は部活動をし、そしてまた体力をつくり、成長し、忍耐と仲間の大切さを養い、そこで部活動等での他校への移動があるかと思えます。移動する際、車の事故、またけがに対して、市としてはどのような対応を生徒、また親に対してどのような取り組みをしておりますか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 部活動等でのけがの補償でございますが、本市では小・中学校に在学する児童・生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでおります。この災害共済給付は、学校の管理下において、児童・生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の方に対して行う制度であります。

御質問の部活動の移動中のけがに対しましては、学校の管理下の活動でありますので、医療費として給付の対象となります。給付の金額は、医療保険並みの療養に要する費用の10分の4が支給されます。ただし、本市の場合は子供医療等福祉医療制度により、医療費の自己

負担がありませんので、子供医療等助成分を控除した後の額を受け取ることになります。また、初診から治癒までの医療費の総額が5,000円以上の場合が対象で、同一の災害の負傷についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。

なお、災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅いたします。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 市におかれまして、そのようにきちっと細かな対応、そしてまた子育てに対する対応、非常に市としてもしっかりと保険、また補助としておられます。これは自治体によってさまざまな状況でございます。出してみえるところもあれば、また半額というところもあるわけでございますけど、市としては全てきちっと取り組んでいただいているんで、非常にありがたいお話だと思う次第でございます。まさしく本当に安心・安全に子供さんに対して努めていただいて、感謝する次第でございます。

引き続き、学校支援対策内容とボランティア保険に取り組んでいく中で、これからの人生を余暇する人生の先輩たち、健康で地域に根づいて、そしてまた地域に御奉仕をしていただいて協力していただける、本当にすばらしく、日々からの営みに感謝をする次第でございます。

今後は非常にボランティア活動というのは重要視を占めてくるかなあと感ずる次第でございます。多くの言葉が、皆様方もよくわかっておられるかなあと思う次第でございますが、改めて各この弥富市におかれましても、スクールガードから指導員、また部活動の指導員の皆様方14名、青パトとそれぞれ多くの方にお世話いただいて、地域の安心・安全が取り巻く環境が、状況が丸くなっておるわけでございます。

そういう意味でそれぞれに対して、安全の対策、また保険対策、市としてはどのような取り組みと扱いをしておられますか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 学校の支援対策の内容とボランティア保険への取り組みでございますが、学校でのさまざまな活動における支援対策として、学校支援ボランティアがございます。この学校支援ボランティアは、地域の教育力を生かした学校の教育活動を推進するため、地域の方々などがボランティア登録をして、学校を支援する活動をしていただいております。これによりまして、地域に一層開かれた学校づくりを進めるとともに学校教育の活性化を図ることを目的としております。

支援をしていただく内容としましては、各教科の授業支援や教材作成補助などの授業支援、部活動、体験学習、学校行事の支援などの特別活動支援、心身障がい児への対応、介助などの児童・生徒生活支援、学校設備の補修、修理、樹木の手入れなどの教育環境整備支援、登

下校の付き添い、通学路の巡回などの学校安全支援でございます。

ボランティア活動いただく方には、ボランティア活動中の事故によりボランティア御本人がけがをした場合や、ボランティア活動により他人に対して損害を与えたことにより損害賠償問題が生じた場合に補償する保険であるボランティア活動保険に市のほうで加入いたしております。今後も全小・中学校においては、地域とのつながりの中で多くのボランティアの方々の協力、支援をいただき、教育活動や教育環境の整備等を引き続き図っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 非常に細かい対応でありがたい状況だと思います。

また、その中でもまた市民からいろいろな声がありましたら、寛容なお心でお迎えをいただいてお話に乗っていただければなあと思う次第でございます。その一つ一つの積み重ねで、またよりよいまちづくりと、そしてまた子供たちも住んでいく上でも親から子へといろんなお話ができるかなあと。また、地域からも、地域の皆さんが子供に接しながら、姿を見ながら、そういうことの対応も多くの方が出向いていただいて、地域、地域に根づいていただいて御支援をいただけると子供も喜ぶかなあと思う次第でございますので、どうぞ寛容な心で今後も続けていただきたいなあと思う次第でございます。

そしてまた、もう一つの質問をさせていただきますけど、当市におかれましても子ども会の連絡協議会があるわけでございますけど、本当に子ども会の活動においては、たくさんの行事がございます。各地区、また各コミュニティ、そしてまた自治会と、そしてまた自分たちの子ども会の活動という中で、積極的に若い世代、子育て世代の皆さん方は大変頑張っておられます。子育ては、地域の人生における先輩たちとの触れ合ういい機会、寄り添ういい機会でもございます。そして、さまざまな多くの教えを導き、知識や昔話、これからのそれぞれの人生におけるありがたいお話もあるわけでございます。聞いて感謝をし、また私たち20代、30代、40代、50代の方は聞く耳を持って、その方とともに導きをいただき、そしてまた成長することがうれしいことだと思う次第でございます。

そこで、子育て支援の一環といたしまして、子ども会に加入をしてみえる皆様方が、まずはそれぞれ子ども会の育成をする中で、たくさんの思いがあるわけでございますけど、いろいろな負担という言葉もあるわけでございますけど、その負担の中でも、やはりまた一つの新しいことを改良する、また解消するべきことは大変大事かなあと思います。少しでもお話の中で、子ども会の加入を皆さん方がしている方、またしていない方とあるわけでございます。

活動する中で、それぞれ活動する保険料というのがあるわけでございます。そしてまた、お一人の御家族に、またお一人の子供にと、それぞれかかる経費はあるわけでございます。

そういう意味で、子ども会に入ってみえる、また加入特典というわけではございませんが、市のほうからとしても、少しでも補助の取り組み、また子供に対しての活動、そしてまた子ども会が新たな活発な活動や事業をする際、例えば親子や地域で書道教室をしたり、また親子で今、将棋がはやっておりますんで将棋をしたりとか、そしてまた伝統文化事業でしめ縄づくりをしていただいたりとか、竹とんぼをつくったりとか、いろいろなことがあります。そしてまた、身近な私らのすばらしい企業があるわけがございます。愛知は産業のものづくりでございますんで、建設会社、またそういう業界の皆さん方に子供と大工づくりをするとか、いろいろな新しいことをする際に当たりまして、そういうような熱意ある子ども会もこれから出てくればうれしかなあと思います。

そういう意味で地域を交流する中で、子ども会が取り組んでいくことが多く例えの話をさせていただきました。その中でも、新しい試みをする際にそういうような力の御支援、また御助成、手を差し伸べていただけるような心持ちはどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 本市の子ども会活動は、弥富市子ども会連絡協議会と各地区で組織された単位子ども会がございまして、単位子ども会の数は平成29年4月1日現在、48子ども会、会員数は1,364人が加入をしております。

市全体の子ども会連絡協議会の主な行事といたしましては、ドッジボールを行う夏季スポーツ大会と大縄跳びを行う冬季スポーツ大会、その他秋に輪番の学区の子ども会が発表を行う弥富市子ども会大会が行われております。

単位子ども会の活動としましては、廃品回収やクリスマス会など各地区によりそれぞれ行われておりまして、これらの活動に対して1万5,000円と、会員数1人につき100円を加えた助成金を子ども会へ補助をしております。

さまざまな子ども会活動を安心して行っていくために、全国子ども会安全共済に加入していただき、活動中に起こった事故やけがに備え、現在子ども会活動の補助を行っております。

助成につきましては、新たに取り組みたい活動や特に充実させたい活動がございましたら、子ども会連絡協議会で十分協議をなされ、事務局まで申し出ていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 部長、ありがとうございます。新しいことを考えていくことも、子育て世代のお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんにもお願いをするところもたくさんあるわけがございますけど、やっぱり多く触れ合うことによって、子供の勉強にもなりますし、またおじいちゃん、おばあちゃんや親も元気をいただけるかなあと思いますんで、

もしもとまた願ひまして、たくさんの新しいようないろいろな地域との交流、地域とのおつき合い、そしてまたそういう形が多く出てきて、子供さんたちがストレスもなく、また円満にと、そしてまた元気いっぱいに育っていただけるような状況になってくるとすばらしいことだなあとと思いますんで、一つ一つまたお話がございましたら、気持ちよく聞いてあげていただきたいなあと、取り上げていただきたいなあとと思う次第でございます。

一番目の質問に当たりましては、これでおさめさせていただきます。

さて、続きまして次の質問のお話をさせていただきます。

平成28年11月6日、弥富市におかれましては県と市の合同津波・地震防災訓練を初め、平成29年4月19日、防災フォーラム、また6月3日土曜日、広域避難実現プロジェクト、そしてまた6月4日、海部地方総合防災訓練と、多くの水無月におかれまして話が、防災について県も市もと取り組んでまいります。

国では防災の日は、皆さん御存じのとおり9月1日でもございます。また、愛知県では11月13日があいち地震防災の日でもございます。

そういう中で、我ら弥富市におかれましては、各自治会の取り組み、また自主防災等の取り組み、仲間との会話、それでいろいろが皆さん方がその胸に考えと思いを、どうしていったらいいだろうかと進んでいるところでもございます。

その中でも、市内におかれまして、町内におかれましてもよき取り組み、見習うところと、たくさん町内を挙げて一生懸命取り組んでいただいている地域もございます。その中でも活動をプランニングしていること、発揚をしているところ、そして伝える機会の場、そういうことを考えていくことも大事であろうかなあとと思います。

そして、その町名、また活動内容を聞かせていただけるとありがたいと思う次第でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 加藤議員に御答弁申し上げます。

各自主防災組織を全体的に見ますと、主な訓練としましては、訓練用消火器による消火訓練、消火栓を活用した消火訓練、消防団及び消防署の指揮による救急法訓練、普通救命講習、出前講座による防災意識の高揚などがございます。

その中で先進的に取り組んでいる団体と訓練について、幾つか御紹介させていただきます。

まず、下之割防災会、毎年、小・中学生を含む住民およそ160名により、シェイクアウト、初期消火、放水、心肺蘇生、煙ハウス体験、担架による搬送訓練等で、消防団、消防署と連携した総合的な防災訓練を行っております。ほかにも避難場所までの避難誘導訓練、DIG訓練、防災会保有のボート訓練と、実践的な訓練をなさっております。

次に、中六北地区・中六南地区自主防災会では、避難カードの設置訓練、前ヶ平自主防災

会では、避難所運営ゲーム、地区防災計画の策定、佐古木自主防災会は、避難者名簿作成を含めた避難訓練、操出自主防災会では、自主防災会と民間企業との避難場所協定に伴う避難訓練、東平島・平島西自主防災会では、ひので保育所や子ども会と連携した避難訓練や炊き出し訓練を、餅つき大会に置きかえてされております事例もございます。

大藤学区では、学地区の自主防災会が合同で愛知黎明高等学校と連携した避難訓練、十四山地区では、十四山中学校が実施する防災訓練に各自主防災会や関係機関が連携をして防災訓練を行っているという事例もございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 多くの事例を挙げていただいて、もっともっと話す地域もあるかなあと思いますけど、課長さんのほうでしっかりと見ていただいて、きょう述べていただきました。

その中でもすぐれたまちの名前が出てきた地域におかれましては、本当にすばらしく一生懸命取り組んでいただいてありがたい、そういうお言葉しかございません。

特に下之割防災会の皆さん方は、本当に前からお話は聞いておりますが、すばらしい方が行行って、1人でも2人でもと出ていただける声のかけ合い、人との交わり、誰がどこに住んでいるかもすぐわかるような、そこまで行くようなよい体制かなあと思っております。

どうか皆さん方も参考になるところ、見習うところ、またできるというところまでの可能性は少しずつ持っていていただいて、各地区地区、また今後とも自主防災、新たなお話もつくっていただいて、取り組んでいただけると思う次第でございます。

今後は、この防災についても、皆さん方が多く語っても、ずうっと語っても最終的な結論は出ないかなあと思いますけど、しっかりと一つ一つ前向きにと捉えていくことが大事じゃなかろうかなあと思います。

そういう意味で多くのいいところの自主防災会の皆さん方に、少しでも市民に参加をしていただくようにこの市の行事においても意識する中で、町内の活動や、また資料をつくっていただいて、そしてまた市のブース等もつくっていただいて、何かの市の行事のときに、ブースでも設けていただいた中で活動していただけるお話や、また配付物、資料づくり、また提供と、そのようなことに運びができるのもっとまた皆さんに多く知られて、まちとまちの結びつきもよくなるかなあ、そしてまちの現状というのはまちそれぞれ違うわけでございますけど、先ほど申しましたけど、できるところ、自分たちはここはできるんかなあ、ここは難しいかなあ、そういうことも考えることも大事でもございますんで、そういうような中で、そういうような形の資料づくりなり、また市民参加のブースをつくってあげたりとか、やはり防災の力を知らしめていくことも知っていただくことも大事かなあと思いますんで、市としては今後、そういうことの取り組みはどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁いたします。

今後、自主防災会全体会や学区コミュニティ単位での防災に関するワークショップなどで、各地区で先進的に行われております事例や活動プランニングなどを発表できる場、あわせて資料提供などを行い、各地区自主防災会の情報交換や交流をしていただきたいと考えております。

いずれにしても、各地区の実情に沿った訓練内容や資機材購入についても、自主防災会の皆様と考えてまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 課長の答弁と僕も同様に近いお話でございます。そのような形で今後も取り組んで進んでいただけるといいかなあとと思います。そのことによって、市民の皆さん方もわかる、自分たちのまちを再確認しながら進んでいくまちづくりでもございますので、どうぞ新たにまたいろんな話を聞いて始めていただいて、そしてまた進んで、取り組んでいただいて、そしてまたまちがよくなること、そしてまた防災力をつけていただくこと、それが一番大事なかなあとと思いますので、どうか今後とも新しいそういう提供をしてあげていただきたいなあとと思います。ありがとうございました。

これで私の質問、全ておさめさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は2時5分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時56分 休憩

午後2時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に鈴木みどり議員、お願いします。

○6番（鈴木みどり君） 6番 鈴木みどり。6月議会、最後の質問者です。よろしくお願いいたします。

通告に従いまして、私は今回2点の質問をさせていただきます。

まず1点目です。高齢化する自治会の課題についてを質問させていただきたいと思います。

町内会、自治会とは、ある地域に住む人たちが親睦や住民自治のためにつくる団体です。つくる、つくらないはそこに住む人の自由で、強制するものではありません。この町内会、自治会は、全世帯、全住民が参加する権利があります。地域を代表する包括型の組織であり、行政との接点を持つ組織です。

市民と行政との協働のまちづくりとして、市民の目線を重視する新しい公共の形成が求め

られています。また、市民と行政とが信頼関係を深め、持続可能な協働のまちづくりはここから始まるのではないかと思います。

町内会、自治会の入会は強制ではないというものの、入るのが当たり前だという認識でいました。ここ数年、日本では大きな災害に見舞われました。今後、さらに大きな地震が来ると言われています。防災の面から見ても、この組織、地域とのつながりがいかに必要なのかを改めて感じます。

しかし、一方では、住民の高齢化が組織を運営していくに当たり、さまざまな問題を生み出していることも事実です。弥富市の高齢化も愛知県の平均より高く、これから先を考えると今のままでいいのか、改善していけるところはないのかを考える時期に来ているのではないかと思います。

町内会、自治会の活動を調べてみますと、防犯・防災活動として、災害時に備えた自主防災組織の結成、防災訓練の実施、防犯灯の設置要望や電気料の負担、防犯パトロール、子供の見守りの活動。広報活動としては、回覧板やポスター掲示による情報の共有化、市政の現状把握と情報提供。親睦活動としては、運動会、盆踊り大会、スポーツ大会などレクリエーションの実施、福寿会、子ども会などの参加や支援。福祉活動として、社会福祉活動への協力、ひとり暮らし高齢者の見守りや安否確認。環境美化活動として、ごみ集積所の設置や維持管理、地域の一斉清掃、資源回収、道路や花壇の緑化整備などが上げられます。大変な仕事の量です。

一番の問題点は、このような活動を今までどおりに高齢化社会を迎える中でできるのかということです。

町内会、自治会は世帯単位で組織されています。しかし、この世帯が核家族から世帯の人数が減り、家事や育児・介護の負担などが重くのしかかるようになりました。また、ひとり暮らしの高齢者もふえ、地域の活動にさえ参加することが難しい世帯がふえてきました。高齢化に伴う高齢独居者、老老介護、高齢認知症者を抱える世帯が多くなってきています。

自治会、町内会の参加意識の希薄化、役員以外の住民の方の行事参加が少ないなど無関心が気になります。高齢化のため、持病を持っている方が多く、体を気にしながらの自治会の仕事が負担に感じている。高齢化といっても個人差があり、年をとってもますます自治会活動に積極的に参加される方もいれば、諸事情を抱えてとても活動は無理だという方もいらっしゃいます。このように、さまざまな理由から役員のなり手不足になり、役員改選時には苦勞しているところが多いのではないのでしょうか。

市民の方で何人か相談に見える方もいるかと思いますが、それはどのような内容のものなのでしょう。差し支えがなければ教えてください。そのときどのような対応をされたのでしょうか、お願いします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

議員のおっしゃられたとおり、毎年さまざまな相談等が寄せられており、大変貴重な市民の声として真摯に受けとめております。

自治会、町内会は、一部の人たちで当然つくるものではございませんので、地域に住む人たちの総意でつくられ活動していくものであります。皆様お住まいの地域をよりよくしていくために、役員さんのみならず役員以外の方も協力し合って自治会、町内会を運営していただくことは大切であると考えております。

御相談いただいた方々には、さまざまな事情や背景がございますので、もう一度、自治会長さんなり町内会長さん、地区役員、その他の相談役といったような立場の方に、もう一度御相談していただくことをお勧めしておるところでございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 自治会、町内会の問題なので自分たちで解決してほしいという考えではなく、市民の方は適切なアドバイスを期待して相談に見えんと思います。

しかし、今の現状では行政ととても深い関係にあると思いますが、市側としては町内会、自治会の位置づけはどのように考えてみえますか、お願いします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 自治会の位置づけについてでございますが、自治会、町内会は、先ほど言ったように住みよいまちづくりを実現するために、隣近所に住む人たちで地域内のさまざまな問題解決に取り組むとともに、親睦を図りながらまちづくりを進める自主的に運営されている住民自治組織でございます。

自治会、町内会では、地域内の清掃活動や地域住民の交流、親睦などのための行事など、また地区防災会もありますけれども、災害に備える自主防災活動など地域の中で安心して暮らしていくためのさまざまな活動に取り組まれています。

市といたしましては、このような地域活動の中核となる自治会、町内会と市行政との関係につきましましては、自治会、町内会は市の下部組織ではなく、団体相互の関係であると認識しております。市民と行政が相互にもたれ合うのではなく、お互いを尊重し合い、相互に自立した関係を築くことで地域の実情に即し、協力をして各種の活動を行うことができると考えております。

自治会、町内会において、よりよいまちづくりに向けた積極的な活動や提言がなされ、また地域での公益的な活動について役割分担と協力の体制が可能となれば、市民との協働による自治運営が展開できるものと考えております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 今お答えいただいたように、市民と行政が相互にもたれ合うものではない、これは私もそうだと思います。もたれ合ってしまったら、結局は地域のさまざまな問題点が解決されないことになるし、地域のつながりもなくなってしまう可能性もあるからです。

自治会のことは自治会で決めていくというのが本来の形なのでしょうが、実際のところは煩わしいとか、高齢化とか、地域の希薄化で脱会される方がふえつつあります。

今、市で町内会、自治会に入っていない世帯はありますか。あればどのくらいあるのか教えていただきたいし、また入らない理由等はおわかりになるでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 自治会、町内会への加入状況につきましては、市としては確認したことはございません。

加入については、さまざまな事情や考えを持つ方がございますが、自治会活動の必要性への理解を得ることが大切だと考えております。市民の方から加入など相談があった場合には、いざというときには一番頼りになるのは御近所の力であり、大きな災害時には地域に住む人たちの助け合い、支え合いの精神、常日ごろのつながりがいかに重要であるかが、過去からの大災害において実証されておるということをお伝えし、今の時代だからこそ従来からの助け合いの精神やつながりの大切さ、必要性が見直されているというようなことを丁寧にお伝えいたしまして御理解いただき、町内会、自治会への加入を勧めておるところでございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 初めに言いましたように、ここ数年で日本各地で大きな災害に見舞われています。幸い私たちの住む地域では、まだそのようなことはありません。どうしても危機感が薄れてきますし、また自分は大丈夫だと思ってしまうのは仕方がないことです。結果、町内会、自治会の必要性も薄れてきてしまいます。

市では、区長会の集まりがあると聞いていますが、問題点としてこのような議題で話し合うことはありますか。また、どのような内容が話されているのでしょうか、差し支えがなければ教えてください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

区長会につきましては、毎年4月上旬に新年度の区長にお集まりいただき区長会を開催しております。

区長会の議題といたしましては、主に各地区の代表であります区長、区長補助員様に御協力をいただく事業や制度の説明や、依頼事項が中心でございます。

これまで議員のおっしゃられるような内容を議題として扱ったことは特にございません。

役員の選出につきましては、自治会、町内会によっては輪番制や推薦、選挙や抽せんなど地域特性に応じてさまざまな方法で行われておると聞いております。

役員の選出は、自治会、町内会の運営にとって重要なことでありますので、皆さんで十分話し合った上で、会員の方相互が納得できる選出方法を選んでいただきたいと思いますと考えております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 例えば、75歳以上の方でとっても元気な方もいれば、そうでない方もお見えになります。ある方は、年をとってくるとどうしても家にこもりがちになってしまうから、こういう役があると外に出る用事ができていいわと前向きに考える方もお見えになります。一概に年齢で役員を規制するのも問題ですが、負担が覆いかぶさるような世帯については、何らかの対処が必要だと思います。

それは、役員になられた方が1人で頑張るのではなく、役員という肩書にとらわれず、できる人ができることをするというような組織づくりがこれからは必要になってくるのではないかと考えます。それには、日ごろの近所つき合いも大切ですし、コミュニティの行事にも積極的に参加していただき、きずなを深めていただきたいと思います。そして、行政側にも相談された場合には協働の立場として、助言や提案をしていただきたいと思います。

今すぐにこの問題が解決できるとは思っていませんが、今後、ますます高齢化する自治会の役員さんの負担を少しでも軽くしていく、例えば充て職も本当にその職が必要なのかどうか、いま一度見直していただくことを要望いたします。

最後に市長の見解をお聞きして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 鈴木議員に御答弁申し上げます。

まずはこの場をかりまして、平素は区長さん、あるいは区長補助員の皆様方、役員の皆様方には、私どもの行政の運営に対しまして大変なお手伝いをいただいておりますことを心から感謝を申し上げたいというふうに思っております。

この区長、区長補助員さんの設置ということにつきましては、私ども弥富市の設置規則という形の中でお願いをしておるところでございます。弥富市は今現在、34の行政区がございます、34人のいわゆる区長さん、そして地区名といたしましては134ございますので、134人の区長補助員さんという形の中で構成をさせていただいております。そうした形の中で、先ほど申し上げましたように行政の各分野においての手伝いをいただいております。

そしてまた、それぞれの自治会というか、そういった形の地域の課題ということについては、私どもに要望であるとか、こういう課題があるから取り組んでほしいという形の中で、

いわゆるまちづくり、あるいは地域づくりという形の中で、私ども行政とのパイプ役をしつかりとやっていただいているということに対しては、非常に大きな意義があるというふうに思っております。

こういった形の中で、私どもにおいてもそれぞれの地域における役員さんの選出につきましては、毎年大変な御苦勞をなさっているということにつきましては、私どもといたしましても重々理解をしておるところでございます。しかしながら、地域におきましては、一定のルールのもとお決めになっていただいているということが非常に多いわけでございますけれども、誰々をどうのこうのという形で私どもが行政の立場としてそれぞれの地域に対して意見を言う立場にはございませんので、やはりよく話し合いをしていただいてそれぞれの役員の選出については、お決めいただきたいというふうに思っております。

最初に申し上げましたように、我々行政のお手伝いをしていただくと同時に、地域づくり、あるいはまちづくりという形の中で区長さん、区長補助員さんは欠かせません。そういった形の中でしっかりと私どもも十分そのお努めに対しては理解をし、これからも御意見をいただきながら、地域づくり、まちづくりに励んでいきたいというふうに思っておりますので、何とぞ御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） では、続いて2点目のほうに質問を移らせていただきたいと思います。

2点目のほうは、弥富市の観光業務についてお伺いしたいと思います。

今回はここにきんちゃんがいるので、観光業務ということできんちゃんと一緒に頑張りたいと思いますので、お願いします。

今や愛知県の芝桜の見どころとして三ツ又池公園は欠かせない場所となりました。毎年4月には市外からもたくさんの方が見にいらっしゃいます。弥富市民としてもとても自慢のできる公園です。私たちから見れば茶臼山の芝桜よりすばらしいと、手前みそではありますがそう思っています。

なぜなら、三ツ又池公園の芝桜は、毎年各種団体の協力で、いわば行政と市民とが協働でつくり上げてきたものだからです。毎年11月に200名ほどの市民と1万5,000株ほどの苗を植えつけます。その作業は腰が痛くなるほどの大変な作業です。痛くなる人もたくさんお見えになりましたけれども。しかし、来年の4月にはまたこの花がきれいな花を咲かせ、たくさんの人々に感動を与えることができると思うと自然と手に持ったシャベルに力が入ります。

そんな苦勞も忘れさせてくれるのが芝桜まつりの開催です。5年ほど前、初めて行われた芝桜まつりは、今のようにイベント性がなく寂しいものでした。2年目は各種団体の協力もあり、販売コーナーが設けられました。年々協力店舗もふえ、今ではさまざまな販売コーナ

一が所狭しとにぎわいを見せています。

そして、桜まつり、芝桜まつり、森津の藤まつり、三花まつりとしてPRされるようになりました。また、今年度は森津の藤まつりに合わせて弥富市が生んだ漢詩人、服部擔風先生の書斎「藍亭」が移築され、一段とにぎわいを見せました。森津の藤公園もさらに憩いの場所として整備されつつあります。

それぞれ特色ある祭りではありますが、これをもっともっと市外にPRしていくことが弥富市の観光の発展につながるものと考えます。

本市では、観光協会という単独の組織はないですね。近隣の市町を見てみますと、それぞれ商工会などを中心に単独の観光協会があるそうですが、弥富市の場合、その存在については曖昧でよくわかりません。書類をいただくときに、観光協会事務局と書いてあるものもありますが、商工観光課と観光協会、商工会の境というかそこら辺がよくわからないんですが、どこでどう区別をしているのか、どのような業務をしているのかを説明していただきたいと思います。

また、今後、本市では単独の観光協会を設立する考えはないでしょうか、お願いします。

○議長（武田正樹君） 大河内商工観光課長。

○商工観光課長（大河内 博君） それでは、御答弁申し上げます。

近隣の市町村を調査しました結果であります。法人格を有している観光協会というのは津島市のみでございます。愛西市観光協会とあま市観光協会、あと蟹江町の観光協会というものもあるんですが、法人格は有しておりません。

また、事務所の所在につきましては、津島市観光協会、あま市観光協会、愛西市観光協会は市役所と別の場所に事務所が存在しております。また、蟹江の観光協会につきましては、役場の中に存在しております。

また、商工会とのかかわりでございますが、観光協会の役員の構成メンバーとなっておりまして、観光協会との二大行事でありますやとみ春まつり、芝桜まつりの運営事務を商工観光課と共同で運営しておりますし、観光協会の会長さんは、今後の弥富市の観光を推進していく中での民間活力も重要であると考えておりまして、現在は商工会の会長さんについていただいております。

さらに、もう一つの御質問であります。今後市では単独の観光協会を立ち上げる考え方があるかどうかという御質問でございます。

市町村の規模とは別に、市を取り巻く環境により観光協会の運営方法は千差万別であります。本市の場合、観光に関する依存度や近隣の動向を踏まえながら検討すると、現状の商工観光課の職員の兼務もやむを得ないかと考えております。今現在は単独の観光協会を設立する考え方はありませんが、必要が出てきたら今後考えていくことになるかと思っております。以上

でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 昨年、きんちゃんのTシャツが1,000円で販売されました。色は白一色のみで背中にいろんな表情をしたきんちゃんがついています。私は最初に見たとき白だったので、薄いかなと思って要らないと思ったんですけども、買ってみえた人に見せてもらったら、生地がとっても思ったよりよかったので、私もそこで欲しいなと思って買ったんですけども、私たち議員も皆さん購入しました。もちろん友人にも弥富のきんちゃんのTシャツということでお勧めして何枚か買っていただきましたが、その感想を聞いてみますと2,000円払ってもいいからカラーのTシャツだとよかったという意見でした。やっぱり白一色でしたので、後ろにいろんな表情をしたきんちゃんとそこにいろんな、私は目指せてっぺんを買いましたけれども、字が書いてあるんですが、あれがカラーになるともっとそれが浮き上がってとてもいいんじゃないかなあと思ったんです。

この弥富の観光PRにマスコットキャラクターきんちゃんは欠かせません。また、このグッズは、縫いぐるみを初めストラップ、ファイル、ボールペン、ピンバッジ、いろいろ種類があるんですが、今年度、成人式を迎えたきんちゃん商品、もっともっと市民の皆さんに知っていただきたい、そんな思いです。

これは、きんちゃんの周知度にも関連すると思うのですが、きんちゃんグッズは年間どのくらいの売り上げがあるのでしょうか。また、目標金額はありますか。

○議長（武田正樹君） 大河内商工観光課長。

○商工観光課長（大河内 博君） まず最初に、グッズの売り上げの件でございますが、まず最初に、販売品目は昨年の9月より御指摘のTシャツを販売し始め、現在15種類ございます。

販売場所につきましては、28年5月より十四山支所に商工観光課が移転したあと、支所まで行くのは不便という声もありまして、28年10月より土・日、祝日開館しております、また一般市民の出入りが多い社会教育センターで販売をお願いしております。現在、商工観光課と2カ所で販売しております。

売り上げ金額ですが、歴年で5年分をお答えさせていただきます。24年中、28万4,040円、25年中、53万9,520円、26年中、46万450円、27年中、53万4,100円、28年中、65万950円、合計になりますが246万9,060円となります。

最後の御質問であります目標金額設定のことではありますが、弥富市及びきんちゃんの知名度向上や地域活性化を目的として販売しておりますので、利益追求をしておりませんので目標金額の設定まではしておりません。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 新庁舎が完成した折には、きんちゃんグッズショップというのか、

きんちゃんの居場所をしっかりとつくっていただき、市民の皆さんにもこんなかわいいきんちゃんの商品を各家庭1個は何か買っていただけたらいいんじゃないかなあと。そして、それをまたお友達に広めて、市外の方にもこのきんちゃんを知っていただけないと思います。

いずれにしても、弥富市の地域振興が発展するように協力できることは協力して、さらなる展開を願ひまして今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時37分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 堀 岡 敏 喜

同 議員 炭 竈 ふく代

